

第 3 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成24年6月22日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成24年6月22日（金曜日）

午前10時1分開議  
 午前11時12分休憩  
 午前11時17分開議  
 午後0時20分休憩  
 午後1時19分開議  
 午後2時27分閉会

本日の会議に付した事件

- 平成24年度主要事業等説明
- 議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第7号 熊本県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について
- 議案第13号 財産の処分について
- 議案第14号 幸せ実感くまもと4カ年戦略の策定について
- 報告第1号 平成23年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 請第21号 消費税の増税に反対する意見書の提出に関する請願
- 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について
- 報告事項
  - ①熊本県地域防災計画の見直し及び防災対策について
  - ②消防広域化の状況について
  - ③川辺川ダム問題について

出席委員（8人）

委員長 池田和貴  
 副委員長 東 充美  
 委員 早川英明  
 委員 氷室雄一郎

委員 荒木章博  
 委員 鎌田 聡  
 委員 中村博生  
 委員 重村 栄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹  
 危機管理監 佐藤 祐治  
 秘書課長 山口 達人  
 首席審議員兼広報課長 田中 浩二  
 危機管理防災課長 福島 誠治  
 知事公室付政策調整監 成 富 守

総務部

部長 駒崎 照雄  
 政策審議監 鷹尾 雄二  
 文書私学局長 岡本 哲夫  
 総務税務局長 倉永 保男  
 総括審議員兼市町村局長 小嶋 一誠  
 人事課長 古閑 陽一  
 財政課長 浜田 義之  
 県政情報文書課長 本田 雅裕  
 私学振興課長 仁木 徳子  
 総務事務センター長 兼行 雅雄  
 管財課長 吉永 一夫  
 税務課長 渡辺 克淑  
 市町村行政課長 能登 哲也  
 市町村財政課長 山口 洋一  
 消防保安課長 原 悟

企画振興部

部長 坂本 基  
 理事兼  
 交通政策・情報局長 小林 豊  
 政策審議監 内田 安弘

総括審議員兼  
 地域・文化振興局長 宮 尾 尚  
 企画課長 坂 本 浩  
 首席審議員兼地域振興課長 津 森 洋 介  
 文化企画課長 草 野 武 夫  
 政策監兼  
 文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦  
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦  
 交通政策課長 中 川 誠  
 情報企画課長 古 谷 秀 晴  
 統計調査課長 池 田 正 人

出納局  
 会計管理者兼出納局長 東 泰 治  
 会計課長 福 島 裕  
 管理調達課長 前 野 弘

人事委員会事務局  
 局 長 岡 村 範 明  
 総務課長 吉 富 寛  
 公務員課長 松 永 寿

監査委員事務局  
 局 長 本 田 恵 則  
 首席審議員兼監査監 富 永 正 純  
 監査監 藤 本 耕 二  
 監査監 瀬 戸 浩 一

議会事務局  
 局 長 長 野 潤 一  
 次長兼総務課長 黒 田 祐 市  
 議事課長 佐 藤 美智子  
 首席審議員兼政務調査課長 松 永 康 生

---

事務局職員出席者  
 議事課課長補佐 井 隆 彦  
 政務調査課主幹 板 橋 徳 明

---

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

皆さんこんにちは。総務常任委員長を拝命

しております池田でございます。非常に重要な委員会だということで、気を引き締めてこの1年間取り組ませていただきたいと思いますところがございます。委員の先生方、また執行部の皆様方には、よろしく御協力いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

続いて、東副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

○東充美副委員長 おはようございます。さきの委員会で副委員長に選任いただきました東でございます。今後1年間、池田委員長を補佐し、そしてまた、誠心誠意円滑な委員会審議に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

あわせて、委員各位、そしてまた執行部の皆様方の御協力よろしく御願ひ申し上げます。簡単でございますけれども、御挨拶にかえます。

○池田和貴委員長 次に、今回付託されました請第21号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第21号についての説明者を入室させていただきます。

（請第21号の説明者入室）

○池田和貴委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配布しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第21号の説明者の趣旨説明）

○池田和貴委員長 ありがとうございます。趣旨はよくわかりました。どうぞ、後で審査しますのでお引き取りください。

（請第21号の説明者退室）

○池田和貴委員長 本日は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、幹部職員の方の自己紹介をお願いいたします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、課長補佐ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、田嶋知事公室長から役付職員名簿の順番に順次お願いいたします。

（知事公室長、危機管理監～政務調査課長の順に自己紹介）

○池田和貴委員長 1年間このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、付託議案等の審査及び平成24年度の主要事業等説明に入ります。

今回の委員会では、蒲島県政2期目の4カ年戦略が付託議案として上がっておりますので、この計画の審議を中心に議事を進めてまいりたいと考えております。

したがいまして、まず総務部長の総括説明の後、14号議案幸せ実感くまもと4カ年戦略について、企画振興部長から総括説明、企画課長から概要説明を求め、次に、4カ年戦略を踏まえた主要事業、一般会計補正予算のほかの付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしということでございますので、そのようにいたします。

それでは、議事次第の順序に従いまして執行部の説明を求めます。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、総務部長から説明をお願いいたします。

○駒崎総務部長 それでは、今回提案しております議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、補正予算でございます。

本年度の当初予算は骨格予算として編成し

たことに伴い、今回の6月補正予算は、新規あるいは政策的経費を計上する肉づけ予算として編成し、御提案申し上げます。

この後説明のあります幸せ実感くまもと4カ年戦略の実現に向け、4年間で総額200億円の一般財源による幸せ実感推進枠を創設するなど、できる限りの重点化を図っております。

この結果、一般会計の6月補正予算は808億円の増額補正となり、補正後の予算額は7,137億円となります。

また、このほか、条例等の議案もあわせて御提案申し上げます。

この後、それぞれの項目ごとに担当の部長または課長から御説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、企画振興部長から議案第14号関係の総括説明をお願いいたします。

○坂本企画振興部長 議案第14号幸せ実感くまもと4カ年戦略の策定について御説明申し上げます。

A3版3枚で折り込んでおります資料をおあけください。

今議会に御提案申し上げます幸せ実感くまもと4カ年戦略につきましては、知事のマニフェストに沿って、平成27年度までの4年間で重点的に推進する主な施策などを明らかにしたものでございます。

九州新幹線の全線開業や熊本市の政令指定都市移行というビッグチャンスを生かして、熊本に活力をつくる、成長著しいアジアの活力を熊本に取り込むためにアジアとつながる、子供から高齢者までさまざまな方々の安心を実現する、熊本の将来を見据えて百年の礎を築くという戦略に掲げた4つの方向性に沿った取り組みを推進することで、日本で最も幸せを実感できる熊本を実現してまいりた

いと考えております。

知事選後2カ月という短い期間の中ではありませんでしたが、県議会の先生方、そして県民の皆様から貴重な御意見をいただきましたおかげで、充実した内容に取りまとめることができたと考えております。

今後、全庁一丸となって、県民幸福量の最大化を目指し、この4カ年戦略を推進していくことが必要と考えております。御審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、戦略の概要につきましては企画課長から説明申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、企画課長から議案第14号関係の概要説明をお願いいたします。

○坂本企画課長 企画課長の坂本でございます。

幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)につきましては、議案として別途お配りさせていただいておりますが、本委員会の説明につきましては、お手元の資料により御説明させていただきます。A3、3枚の委員会資料のほうをごらんください。

それでは、1枚目、幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)概要をごらんください。

今回の4カ年戦略の全体の構成と内容をまとめた資料になります。

左上の策定の趣旨にありますように、本戦略は、これまでの成果と課題、本県を取り巻く社会情勢を踏まえ、県民が幸せを実感できるくまもとの実現に向けた本県の取り組みの基本方針として策定するものです。

第1章で、前4カ年戦略の成果と課題、第2章で、人口減少と少子高齢化を初めとした本県を取り巻く社会情勢の変化等を記載し、第3章では、それらを踏まえて戦略の基本目標である幸せを実感できるくまもとの掲げるとともに、その実現に向けた4つの取り組みの方向性と目指す姿を示しています。

資料の右側ですが、第4章として、幸せを実感できるくまもとの実現に向け推進する取り組みを、戦略1、ビッグチャンスを生かすなど、15の戦略として体系化しております。

さらに、第5章では、4カ年戦略の着実な推進として、実行性の確保、各分野の個別計画と一体となった県政推進、地域の視点に立った戦略の展開を掲げております。

実行性の確保では、戦略の具体化に向けた財源の確保とわかりやすい指標による進行管理等について記載しております。

個別計画と一体となった県政推進では、幸せ実感くまもと4カ年戦略と県議会で議決いただいた各個別計画が一体となって県政全体を推進することとしております。

また、地域の視点に立った戦略の展開として、政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンで示した各地域の将来像や取り組みの方向性に沿って、それぞれの地域と意見交換等を行い、必要とされる事業の検討や具体化に取り組んでいくこととしております。

次に、2枚目の資料、施策体系表をごらんください。

御説明しました第4章の幸せを実感できるくまもとの実現に向け推進する15の戦略と構成する75の主な施策をまとめたものです。

まず、活力あふれる元気な熊本を目指し、活力をつくる取り組みとして、戦略1、ビッグチャンスを生かす、戦略2、稼げる農林水産業への挑戦、戦略3、地域力を高める、戦略4、未来型エネルギーのトップランナーを位置づけています。

戦略1、ビッグチャンスを生かすでは、地域の中小企業のチャレンジへの支援や企業誘致等に積極的に取り組むことで産業力の強化を図るとともに、熊本をまず訪れる九州の観光拠点化に向け取り組み、観光客の増大につなげることを掲げております。

戦略2、稼げる農林水産業への挑戦では、

農地の集積、担い手の育成、生産・出荷体制の再編強化による生産構造の変革と効率化や農山漁村におけるエネルギーの地産地消など、次世代型産業への挑戦を進めるとともに、ブランド力の強化や地産地消の推進によるくまもとブランドの創造、確立を図り、農林水産業の再生を目指す取り組みを進めていきます。

戦略3、地域力を高めるでは、九州新幹線の開業効果を県内各地域に波及させるとともに、一極集中などの不安を払拭し、県内どの地域においても誇りに満ちた暮らしが送れるよう、交流拡大による地域振興を図り、地域のチャレンジを応援する、地域の現状やニーズを踏まえた地域振興に重点的に取り組んでまいります。

戦略4、未来型エネルギーのトップランナーでは、本県の恵まれた自然や特性を最大限に生かし、メガソーラーの立地促進やエネルギー関連産業の振興などによる多様な新エネルギーの導入の加速化とともに、県民総ぐるみによる省エネルギーの推進の強化を図り、新エネ、省エネ先進県を目指した取り組みを進めます。

次に、アジアの中で存在感のある熊本を目指し、アジアとつながる取り組みとして、戦略5、アクション・アジアを位置づけております。

戦略5では、アジア各国における新たなマーケットや観光需要の開拓に取り組むための体制整備、新たな航路開拓に向けたポートセールスの強化など、アジアに打って出る取り組みを進めるとともに、熊本の魅力を生かした海外からの誘客強化、留学生からも選ばれ、帰国後もつながることができるよう、アジアから呼び込む取り組みも進めてまいります。

さらに、いつまでも楽しく元気で安心して暮らせる熊本を目指し、安心を実現する取り組みとして、戦略6、長寿を楽しむ、戦略

7、子どもの育ちと若者のチャレンジを応援、戦略8、障がいのある人が暮らしやすい熊本、戦略9、人が人として互いに尊重される安全安心な熊本、戦略10、災害に負けない熊本を位置づけております。

戦略6、長寿を楽しむでは、何歳になっても健康で生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の居場所と出番を提供するなど、長寿を楽しむ暮らしづくりに取り組むとともに、医療や介護が必要になっても、安心して住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、長寿の安心を実現するための体制づくりを進めてまいります。

戦略7、子どもの育ちと若者のチャレンジを応援では、社会全体で子供を育み、守る熊本づくりに向け、子供の健やかな育ちと子育ての応援に係る取り組みを進めます。また、若者が仕事への憧れや夢を持ち、また、それがかなえられるよう、意欲ある若者のチャレンジの応援に取り組めます。

戦略8、障がいのある人が暮らしやすい熊本では、障害のある人もない人も地域で支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会を目指し、障害のある人が地域で生き生きと自分らしく暮らしていくことができるよう、関係機関と連携して、就労や活動のステージづくりに向け、障害のある人の暮らしの応援に取り組めます。

戦略9、人が人として互いに尊重される安全安心な熊本では、さまざまな人権問題を解決し、人が人として互いに尊重される社会となるよう、人権教育、啓発を積極的に推進し、一人一人が尊重される社会の構築を図るとともに、犯罪や交通事故への対策、さらには消費者保護など、安全安心な社会の構築に向けた取り組みを進め、一人一人を大切にし、一人一人が大切にされる熊本をつくりまします。

戦略10、災害に負けない熊本では、東日本大震災がもたらした貴重な教訓を踏まえ、命

を大切にすることを最優先に、あらゆる災害を想定し、自助、共助、公助の観点のもと、地域防災力を高めるため、災害に負けない社会インフラ、ソフト対策に取り組みます。

そして最後に、誇りを持ち、夢の実現に挑戦するくまもとを目指し、百年の礎を築く取り組みとして、戦略11、熊本都市圏の拠点性向上、戦略12、悠久の宝の継承、戦略13、環境を豊かに、戦略14、熊本アカデミズム、戦略15、夢を叶える教育を位置づけています。

戦略11、熊本都市圏の拠点性向上では、将来の州都をにらんだ構想づくりを進めるとともに、産学官によるくまもと都市戦略会議などを通して、県、市の政策連携を強化し、相乗効果を最大化するなど、州都を目指した取り組みの展開を図ります。また、高速交通体系への機能充実など、九州におけるハブ機能の強化に取り組みます。

戦略12、悠久の宝の継承では、加藤・細川400年の歴史、文化を初めとしたくまもとの歴史・文化の磨き上げ、継承を図るとともに、熊本の地下水、阿蘇の草原など、先人たちによって慈しみ、守られてきた豊かなくまもとの自然・景観の保全・継承に取り組んでまいります。

戦略13、環境を豊かにでは、緑の創造プロジェクトの推進や有明海、八代海の再生に向けた取り組みなどにより、生活と自然の共生を図っていくとともに、環境教育を積極的に進めるなど、県民一人一人の環境意識の醸成と環境活動の実践に向け取り組みます。

戦略14、熊本アカデミズムでは、多くの大学が立地し、生命科学や半導体などの分野で企業や技術が集積している特色を生かし、大学や企業の研究開発を活発化させる取り組みや、県内の大学などに海外から多くの留学生が集まる世界に開かれた活気あるまちづくりに向け、世界からの知の集積を図るとともに、夢を持ち、海外へ挑戦する若者を支援し、グローバルな人材の育成を進めるなど、

知の集積を地の活力につなげる取り組みを進めます。

戦略15、夢を叶える教育では、子供たちがどのような環境にあっても、学ぶことを楽しみ、夢に挑戦し、夢をかなえることができるよう、夢を育む教育を進めます。また、熊本の歴史、文化などを理解し、郷土への誇りを育むなど、夢を広げる教育の展開を図り、熊本の発展を支え、九州、日本、そして世界を支える人材を育てます。それらの戦略に沿った取り組みを進めることで、幸せが実感できるくまもとの実現を目指してまいります。

次に、3枚目の資料をごらんください。

戦略指標一覧になります。

指標は、3つの考え方にに基づき設定いたしました。戦略の目指す姿をイメージできるよう、県民にわかりやすいこと、進捗状況を速やかに把握し、能動的に施策等に反映することができるよう、数値の把握に長い期間を要しないこと、3番目に、県の施策との関係が深く、社会的な影響を大きく受けないこと、この3つの考え方にに基づき、15の戦略に対して、54の主な指標と23の補足的な指標、合わせて77の指標を設定しています。

戦略4の県内への新エネルギーの導入量など、一部個別計画での指標設定に合わせて設定予定の指標もございしますが、これらの指標に基づき、4カ年戦略に掲げた施策等の進行管理を行うとともに、その進捗状況を公表していく予定としております。

なお、戦略の策定に当たり、30日間パブリックコメントを実施しましたが、8団体55個人から223件の御意見をいただきました。このことは、県民の皆様からの期待のあらわれだと思っており、幸せを実感できるくまもとの実現に向け、全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○池田和貴委員長 それでは、各課長から、資料に従い主要事業の説明をお願いいたします。

はじめに、成富政策調整監。

○成富政策調整監 知事公室付でございます。主要事業及び新規事業の4ページをお願いいたします。

知事によるトップマネジメントを補佐し、県政の重要課題に必要な調査等を行う重要政策調整事業として2,000万円を当初予算で予算化しております。

○田中広報課長 広報課でございます。主要事業及び新規事業説明資料の5ページと6ページをお願いいたします。

まず、県の魅力や特色を県内外に発信するための広報事業でございます。県の重要な施策等の情報を、新聞や広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する事業、首都圏及び全国に向けて熊本をPRするための事業を実施いたします。

このほか、マスコミに対して記者会見や報道資料などによる情報提供を行う報道対応、県政に関する意見や提言などを県民の皆さんからいただき、県政に反映させていく広聴事業、県庁の受付業務、県民行政相談室等の運営を行う相談事業等でございます。よろしくをお願いいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

まず、項目1の危機管理体制の強化でございます。

説明欄1の危機管理対策では、自然災害や大規模な事故を初め、さまざまな危機事案におきまして、迅速かつ的確な初動対応を実施してまいります。また、専門的な視点でアドバイスをを行う非常勤職員の任用により、体制

強化を図っているところでございます。

2の国民保護対策ですが、有事の際は、県の国民保護計画に沿って的確かつ迅速に実施してまいります。

次に、項目2の防災体制の充実・強化と防災行政の推進でございます。

まず、1の防災体制の強化等ですが、(1)のとおり、休日、夜間を含め、24時間体制で職員を配置し、防災情報の迅速な伝達と初動体制の確保を図っております。また、新規の(2)ですが、大規模災害の発生に備えまして、自衛隊、警察等の防災関係機関が一堂に集まり、連携の上対応するため、新館10階にございます防災センターの間仕切り等を撤去しましてスペースを拡張するなどの整備を進めてまいります。(3)は、地域防災計画等の作成のため、防災会議を開催するものでございます。今年度は、去る5月23日に開催しております。(4)は、地域の防災組織の核となる防災リーダーの養成を図るため、火の国ぼうさい塾を開催するものでございます。(5)は、市町村が実施する防災訓練への支援として、防災訓練アドバイザーを派遣するとともに、新規事業として、沿岸の自治体との共催により津波避難訓練を実施する予定にしております。今年度は、荒尾市と水俣市の2団体を予定しております。

次に、2の自主防災組織率向上対策事業ですが、自主防災組織は、住民による自助、互助を素早く効果的に行える組織として、東日本大震災でも改めて重要性が認識されたところ です。

本県の組織率が57.5%と全国平均を下回っている状況にありますので、その設立支援に伴う市町村への助成を、昨年度に引き続き実施してまいります。

8ページですが、3の地域防災計画の見直しでございます。

後で報告事項の中でも御説明しますが、防災会議におきまして、当面の対策を盛り込ん



だ修正案を決定していただきました。今後は、地震、津波の規模や被害想定を行い、来年度の防災計画に反映させていくこととしております。

4の各種訓練の実施ですが、(1)総合防災訓練については、11月に八代市で緊急消防援助隊九州ブロックの合同訓練が行われますので、県の総合防災訓練についてもあわせて実施する予定にしております。

また、昨年度、天草で実施しました孤立化対策実動訓練を引き続き実施することとし、防災関係機関の連携強化に努めてまいります。今年度は、9月上旬ごろに阿蘇で実施したいと考えております。

5の防災情報通信事業では、防災情報ネットワークシステム等により、市町村等に対し、的確かつ迅速な情報を発信してまいります。

最後に、新規の防災情報通信基盤整備事業ですが、防災行政無線の老朽化等に伴う再整備のため、今年度、実施設計を行うことにしております。

危機管理防災課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

まず、1の組織体制の整備及び職員の定員管理の推進についてでございますが、幸せを実感できるくまもとの実現に向け、効率的、効果的な組織体制の整備や適切な定員管理の推進を図ることといたしております。

主な取り組みといたしましては、(1)の組織体制の整備につきましては、部内局制により意思決定の迅速化や政策形成力の強化を図るとともに、業務の集約化や組織体制のスリム化に取り組むことといたしております。(2)の定員管理につきましては、財政再建戦略に基づく定員管理計画について、県全体の削減目標1,205人を達成したところでご

ざいます。今後も、引き続き定員管理に努め、人員の重点配置など効果的な行政運営に取り組んでまいります。

次に、2の人材育成、職員研修等の推進についてでございますが、本県を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応していくために、主体的に考え行動することができる職員の育成に取り組んでまいります。

まず、若手・中堅職員への研修につきましては、与えられる研修からみずから学ぶ研修を基本に、仕事のスキルアップを図るための選択型の研修などに取り組むことといたしております。また、(2)の管理監督者への研修につきましては、業務マネジメントや人材育成の視点を重視するとともに、法令遵守の研修に取り組むことといたしております。最後の(3)のチャレンジ・スピリッツ支援事業につきましては、新規事業としまして、挑戦意欲のある職員の能力向上を図るため、大学院での学位取得を目指す職員への支援や海外等への派遣研修の実施に取り組むことといたしております。

人事課からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。資料の10ページをお願いいたします。

2点説明をさせていただきます。

まず、1番目の基金の適正管理でございます。

財政調整用の4基金及び災害基金について、適正な管理に努めております。参考として、当初予算編成後の、いわゆる期首の残高の推移を記載いたしております。特に、財政調整用の4基金につきましては、23年度から積み増しを始めているというところでございます。毎年度、財政運営に係る指標の一つとして報告、公表させていただいております。

なお、予算額につきましては、当初予算におけます利子等の積み立てでございます。

次に、下段の公債費の適正管理でございます。

通常債、県債残高を累増させないよう、公債費の適正な管理に努めているところでございます。参考として、公債費の推移をお示ししております。

なお、予算額でございます。公債費の予算につきましては、当初予算のほうで全額を計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。資料11ページをお願いいたします。

まず、1、新たな行政文書管理制度の推進でございます。

本年4月1日から、熊本県行政文書等の管理に関する条例に基づきまして、新たな行政文書管理制度を施行しております。本年度は、制度の円滑な運用を図りますとともに、現に保有しております行政文書の整理、廃棄並びに歴史公文書の移管、保存、利用の促進に取り組んでまいります。

次に、2、公立大学法人熊本県立大学の支援でございます。

熊本県立大学は、昨年度で法人化したしまして6年が経過しておりますが、その業務実施のための支援といたしまして、運営費交付金8億9,000万円余を交付することとしております。

また、(2)に掲げておりますのは、公立大学法人の評価を行うための評価委員会の運営でございます。本年度は、毎年度の業務実績評価に加えまして、昨年度まで6年間、第1期中期目標期間に係る業務実績の評価を行うこととなっております。

次に、資料12ページをお願いいたします。

3、新公益法人制度の推進でございます。

公益法人制度につきましては、公益法人制

度改革関連3法によりまして、平成20年12月1日から新制度が施行されております。

この制度では、従来の民法法人は、施行後5年以内の平成25年11月30日までに認定、認可の手続を経まして新制度の法人に移行する必要がございます。このため、法人に対する個別相談、熊本県公益認定等審議会における審議などを通じまして、円滑な移行に努めております。

資料に掲げておりますのは、本年4月1日現在の県所管の法人数の状況でございます。

次に、4、情報公開の推進についてでございます。

情報公開の推進につきましては、熊本県情報公開条例に基づきまして、行政文書の開示請求に適切に対応いたしますとともに、県庁新館1階の情報プラザの運営等を通じまして、県政情報の積極的な提供を行うこととしております。

引き続き、13ページをお願いいたします。

さらに、(3)記載のとおり、行政文書の開示決定等に対する不服について審査を行う熊本県情報公開審査会の適切な運営を行うなど、これらの活動を通じまして県政の情報公開を進めてまいるところでございます。

最後に、5、個人情報保護の推進についてでございます。

個人情報保護の推進につきましては、熊本県個人情報保護条例に基づきまして、自己情報開示請求への対応などを通じまして、県が保有する個人情報を適正に取り扱うよう努めているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。14ページをお願いいたします。

私学の振興でございます。

説明欄1の私立高等学校等経常費助成費補助でございますが、私立学校の教育条件の維

持向上等を目的として、各私立学校に対し経常的経費の助成を行うものでございます。

説明欄2、各学校種別の予算額を記載しておりますが、その右側に、国が示しました生徒等1人当たり単価を記載しております。この単価と人数をもとに予算計上をいたしているところでございます。

2の私立高等学校授業料等減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に対して、授業料等の減免を行う私立高校に対して助成を行うものでございます。

3の私立高等学校等就学支援金事業は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りますために、すべての私立高校生等に対しまして、月額9,900円、年額11万8,800円を限度として助成を行いますとともに、所得に応じて増額助成を行うものでございます。

4の私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて特別支援教育を行っている幼稚園に対して補助を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

5の私立幼稚園子育て支援事業は、幼稚園が通常の教育時間を超えて行う預かり保育や施設の開放などの子育て支援活動に要する経費に対して助成するものでございます。

6の私立学校施設耐震化促進事業は、新規事業でございます。私立学校施設の耐震化を促進するため、現行の国庫補助制度に加え、学校法人が行う施設の耐震診断、耐震補強、改築に係る県単独の新たな補助制度を創設し、助成を行うものでございます。

制度の概要でございますが、説明欄に補助率の表を記載しておりますとおり、耐震診断は県が3分の1、耐震補強と改築は県6分の1の補助を基本に考えており、より危険性が高いIS値0.3未満の補強につきましては、県の補助率を4分の1に引き上げ、診断と補強を中心に耐震化を加速させたいと考えており

ます。

制度創設後は、学校法人を個別に訪問するなど、積極的に働きかけを行ってまいります。

16ページをお願いいたします。

7の熊本時習館構想の推進でございますが、これは平成22年3月に策定した熊本私学夢プランにおいて提唱した熊本時習館構想を推進するものでございます。さまざまな事業、支援策を通じて、私立高校生等の夢の発見、挑戦、実現を応援してまいります。

まず、(1)の熊本時習館私学夢教育事業は、教員の資質向上のための研修会の実施や各界の第一人者による特別授業などを実施することといたしております。

(2)の熊本時習館海外大学進学支援事業は、海外大学への進学を目指す生徒を支援するため、留学説明会やセミナーなどの開催、海外大学入学対策講座などを実施いたします。加えて、今年度からは、州立モンタナ大学の協力による奨学金制度を、さらに、海外の高校や難関大学への留学を目指す高校生を対象とした給付制度を創設し、海外へ挑戦する若者を総合的に応援してまいります。

17ページをお願いいたします。

(3)の熊本時習館私学支援事業は、生徒の状況やニーズに応じた支援を行うため、退職教員等を活用して、生徒に対する授業補助や別室学習などの学習支援を実施する私立中学高校への助成や、大学進学向け講習会等を他校と連携して実施する私立学校へ助成を行います。また、教職員のさらなる指導力向上及びすぐれた若手職員の育成を行うため、退職教職員等を活用して教職員研修を行う私立中学高校への助成などを行うものでございます。

(4)の熊本時習館特別支援相談員派遣事業は、発達障害のある生徒の教育を支援するため、学校の求めに応じて特別支援相談員を派遣し、教職員への研修や学校への助言などを

行うものでございます。

(5)の夢応援進学資金給付事業は、大学に進学する生活保護世帯の子供に対し、健康福祉部で実施しております生活資金の貸し付けに加え、入学時に給付型の応援資金10万円を給付するものでございます。

私学振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。18ページをお願いいたします。

当センターの主要事業につきましては、2項目を挙げております。

まず初めに、1の庶務事務の集中処理でございますが、庶務事務の効率化と省力化を図るために、給与、旅費、賃金・報酬事務等を集中処理いたしますとともに、それを支えております庶務事務システムと賃金・報酬システムが滞りなく稼働するような運用を行っております。

現在集中処理を行っております主な事務は、扶養手当、通勤手当等の認定、年末調整、旅費の額の確認及び支出命令、出張自家用車登録、賃金・報酬の支払い、社会保険と雇用保険の手続等でございます。

また、集中処理の対象機関は、知事部局、企業局、病院局、各種委員会事務局、議会事務局でございます。

次に、職員の健康管理に関する事業でございます。

当センターでは、職員の心身の健康状態の把握や病気の予防、早期発見等のため、各種の健康診断を初め、その結果に基づきまして事後指導等を実施いたしております。

また、長時間勤務による健康障害防止にも取り組んでおりまして、産業医による所属長への助言、指導及び職員への保健指導も実施いたしております。また、職員の心の健康づくり対策の一環といたしまして、精神科医や

臨床心理士等の専門家によるストレス相談やメンタルヘルスに関する職員研修も実施いたしております。

さらに、労働安全衛生法に基づき職員の安全と健康を確保いたしますとともに、快適な職場環境の形成を促進することを行っております。

総務事務センターは以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。説明資料の19ページをお願いします。

管財課の主要事業は、庁舎等管理と財産の管理処分でございます。

まず、1の庁舎等管理でございます。

(1)は、県庁舎等を適正に管理するための警備委託及び光熱水費等の経費でございます。電気、ガス等のエネルギー消費につきましては、省エネ法等の規定に基づきまして、これらの消費量の削減に努めてまいります。

特に節電につきましては、全国的な電力不足が懸念され、国及び九州電力から、ことしの夏の電力使用量について、猛暑であった一昨年の使用最大電力の10%程度以上の節電の要請がっております。県庁舎を管理します管財課としましても、これまでも節電に努めてきたところですが、ことしの夏場7月から8月、9月につきましても、要請に応えられるよう、新たな節電対策も取り入れまして節電に努めてまいります。

次に、(2)の庁舎等維持補修業務は、県庁舎の清掃、設備保全、保守点検等の経費でございます。

次に、2の財産の管理処分でございます。

これまで未利用財産の売却等を進めてきたところでございますが、今後も引き続き売却方法を工夫するなどして取り組むこととしております。

さらに、今年度は、県有財産を経営的な視点でとらえて、膨大な量の県有資産をいかに

効率的に維持管理し、あるいは有効に利活用していくかについて、基本的な方針を策定することとしております。これは、建築物や設備等が老朽化し、その更新や改修費が今後増加することが見込まれることを踏まえ、最適な財産管理による財政負担の軽減等、有効活用を図ることを目指すものでございます。

管財課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。20ページをお願いいたします。

まず、項目欄1の県税収入の確保でございますが、平成24年度の県税収入につきましては、平成23年度最終予算と比較しまして約6億円増の1,340億円を計上しております。

税目別の主な増減は記載のとおりでございますが、特に滞納繰越額の4分の3を占める個人県民税につきましては、市町村と連携して滞納整理の推進を図るとともに、自動車税に係るコンビニ納付の推進など納税しやすい環境づくりに取り組み、税収の確保に努めてまいります。

次に、2のふるさとくまもと応援寄附金の取り組み展開についてでございます。

いわゆるふるさと納税につきましては、熊本にゆかりのある方々からより多くの応援がいただけるよう、県政に係る情報発信や制度のPRに努めるとともに、東京や大阪など県外事務所とも連携しながら、県人会や同級会等を通じた働きかけを行っていくこととしております。

以上でございます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。21ページをお願いいたします。

市町村行政課では、熊本市の政令指定都市移行後の市町村の支援に取り組むこととしてございます。

市町村は、社会環境の変化や地方分権改革

の流れの中で、より効率的な行政運営を図る必要がございます。市町村行政課といたしましては、市町村の実情に応じました行政体制整備の取り組みを支援してまいりますとともに、熊本市の政令指定都市移行による効果を生かす契機としていただくための取り組みを実施いたします。

まず、(1)の広域連携支援事業といたしまして、広域連携に向けての市町村の取り組みを促していくために、地域の実情に応じた事務の共同処理や機関の共同設置等に関するセミナー等を開催してまいります。

次に、(2)の市町村の行政体制強化に向けた人事交流の推進でございます。市町村の行政運営能力強化に資するため、より効果的な人事交流のあり方を検討いたしますとともに、各市町村の重点課題に対応した人事交流を推進してまいります。

また、(3)でございます。市町村の事務処理能力の強化に資するため、市町村が抱えまますさまざまな課題についての質問や照会等に対しまして、適宜適切な助言や意見交換等を行ってまいります。

さらに、(4)といたしまして、熊本市以外の市町村が、政令指定都市移行の効果を生かす契機としていただくためのシンポジウムを開催することといたしております。

市町村行政課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。資料の22ページをお願いします。

市町村等への財政運営上の助言等でございます。

まず、説明欄1の県内市町村の財政健全化の推進についてですが、市町村の財政の健全性を確保するため、地方自治体財政健全化法の施行等を踏まえまして、早期財政健全化等の取り組みを支援するものでございます。

2の地方債協議や地方交付税の検査等を通

じた助言等についてですが、地方債の協議や地方交付税の算定など、さまざまな機会を通して市町村の財政状況を把握し、それぞれが抱える課題等に応じた的確な助言等を行ってまいります。

3の市町村税の徴収向上支援についてですが、市町村税の税収確保を図るため、住民税の特別徴収の完全実施など、市町村と連携した全県的な取り組みを推進してまいります。

4の市町村の行政体制強化の推進についてですが、市町村を取り巻く行財政環境が大きく変化する中で、市町村が質の高い行政サービスを持続的に提供するため、長期ビジョンの作成や広域連携方策の検討など、市町村の行政体制強化に向けた取り組みを支援するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○原消防保安課長 消防保安課でございます。23ページをお願いいたします。

まず、消防広域化の推進でございます。

平成20年に策定しました熊本県消防広域化推進計画において4ブロック体制とし、現在は城北、中央、城南の3ブロックで広域化協議会を設置しております。

下段の推進事業の中では、新規事業としまして、③広域消防体制強化支援事業により、広域化に伴い必要となりますシステム統合経費等に対しまして、県単独の交付金制度を設け、広域化に向けた市町村の取り組みを支援いたします。

24ページをお願いいたします。

防災消防ヘリコプターの運航につきましては、右欄の県予算額で運航経費や維持管理を賄っております。なお、隊員につきましては、県内消防本部から派遣されました8名で編成しており、昨年は404件の緊急運航実績がございました。

次に、防災消防ヘリコプターテレビ伝送シ

ステム整備事業でございます。

これは、ヘリにカメラシステムを設置し、上空から災害現場等のライブ映像を県庁災害対策本部に無線で送り、迅速な災害対応を可能とする事業でございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂本企画課長 企画課でございます。資料25ページをお願いいたします。

1の広域開発行政促進事業は、全国知事会、九州地方知事会等を通じて国に積極的に施策提言等を行う事業でございます。

2の新4カ年戦略推進事業は、今年度新規の事業でございます。新4カ年戦略の周知広報用のパンフレット作成のほか、幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会（仮称）、を設置、開催し、戦略の進捗状況等に対する意見を求めることとしております。この事業を通して、幸せ実感くまもと4カ年戦略計画の着実な推進を図ってまいります。

3の政策推進事業では、企画部門の政策企画調整機能の充実を図るため、県勢発展に向けた調査研究を行うとともに、くまもと未来会議を開催し、幅広い視点からの意見を求め、将来の県勢発展の方向性を探ることとしております。

4の地域づくりチャレンジ推進事業は、市町村や住民による移住、定住や雇用、交流拡大等の自主的な地域づくりに対する総合的な支援及び今年度から新たに複数市町村等が市町村域を越えて連携して取り組む事業に対する総合的な支援を行うものでございます。

5の幸福量(幸せ実感)指標化挑戦事業は、今年度新規の事業です。新4カ年戦略に基づく政策推進と県民幸福量の増大との関係を把握し、各施策の進捗状況をわかりやすく評価するため、県民幸福量を図る指標を策定することとしております。

6のフードバレー構想推進事業も、今年度新規の事業です。食の関連企業研究施設の創

出誘致による企業集積を、県南地域に一体的に展開するフードバレー構想を策定し推進することとしており、フードビジネスの育成、成長による地域活性化を図ってまいります。

企画課は以上です。よろしくお願いいたします。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。資料の26ページをお願いいたします。

まず、1つ目のふるさとづくり推進事業貸付金は、ふるさと融資制度の活用により、阿蘇くまもと空港のターミナルビルの増改築に対する支援を行うものでございます。今年度は貸し付け3年目に当たり、最終年度となります。

2つ目の特定地域振興対策費は、過疎や離島など特定地域の産業基盤や生活環境の改善を図るため、過疎計画等の進捗管理や国からの情報収集等を行うものでございます。

なお、改正離島振興法が、水曜日、20日に成立いたしましたして、10年間延長され、平成25年3月31日から平成35年3月31日まで期限が延長されております。また、過疎地域振興法につきましても、5年間延長され、平成33年3月31日までというふうな形で改正がされております。

3つ目の土地利用対策費につきましては、国土利用計画法に基づき、土地取引の届け出に対する審査や地価調査等を実施するものでございます。

4番目のロアッソ熊本支援県民運動推進事業は、「ロアッソ熊本をJ1へ」県民運動推進本部へ参画し、ロアッソ熊本を核とした地域づくりを進めていくとともに、ロアッソ熊本の運営会社である株式会社アスリートクラブによる県民との交流を通じたサッカー普及の取り組みを支援し、ロアッソ熊本支援の県民運動をさらに推進していくものでございます。

5つ目の阿蘇草原維持再生事業は、阿蘇の

草原を守り、景観を引き継いでいくため、野焼きボランティアの安全対策強化の取り組みを緊急的に支援するとともに、地元市町村を初めとした関係団体等と連携しながら、草原の維持、再生に向けた取り組みのあり方を検討し、官民一体となった推進を図っていくものでございます。

6つ目の水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業でございます。次の27ページでございます。

第5次水俣・芦北地域振興計画に掲げる産業振興と雇用創出を図るため、県、市、町、経済団体等が連携し、人材育成や地域求職者の就業促進等の雇用対策を実施するとともに、起業や業務拡大の支援、雇用創造に資する取り組みを一体的に実施するものでございます。

7つ目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣・芦北地域における環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりに取り組んでいくものでございます。具体的には、水俣産業団地のゼロカーボン化、エコツーリズムの推進、きずなの修復に資する地域交流の場の整備への支援等でございます。

8つ目の万日山公園整備事業は、万日山から花岡山へ連なる緑を保全し、森の都熊本を印象づける景観づくりを行うため、万日山山頂部の土地を取得し、公園に必要な整備を進めていくものでございます。

地域振興課は以上でございます。

○草野文化企画課長 文化企画課でございます。説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、1の文化振興関係事業でございます。

説明欄1の文化行政推進は、文化振興審議会の運営や熊本県文化協会への補助など、文化関係団体の活動支援を行うものでござい

す。2の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会等との協働によりまして、9月から12月に県下一円で展開されます第54回熊本県芸術文化祭を開催するものでございます。

次に、2の博物館関係でございます。

説明欄1の博物館関係資料活用・学習支援は、県民の皆様方から寄贈されました約64万点を超える収集資料の保存、整理、それらの資料を活用した企画展や自然観察会等を行うものでございます。2の松橋収蔵庫保存環境改善調査事業は、新規事業でございます。旧運転免許試験場の建物を利用しております松橋収蔵庫における資料の収蔵環境改善に向けた必要な調査を行うものでございます。

次に、3の県立劇場関係でございます。

説明欄1の県立劇場管理運営事業は、指定管理者であります公益財団法人熊本県立劇場に委託しまして、熊本県立劇場の管理運営と文化事業を行うものでございます。2の県立劇場施設整備費は、老朽化しております空調機器の交換とコンサートホール等の照明器具の明るさを調節する設備設計を行うものでございます。

29ページをお願いいたします。

4の世界文化遺産登録推進事業でございます。

阿蘇、九州・山口の近代化産業遺産群、天草のキリスト教関連遺産につきまして、関係市町村と連携をしながら世界文化遺産登録に向けた取り組みを行うものでございます。

5の加藤・細川ヘリテージプロジェクト事業は、新規事業として取り組むものでございます。

加藤、細川を初めとしました本県のすぐれた文化や歴史を再認識し、磨き上げ、次世代へ継承するとともに、県内外へ魅力を発信する取り組みでございます。

以上でございます。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム

総合対策課でございます。30ページをお願いします。

1の川辺川ダム総合対策事業でございます。

(1)の川辺川ダム事業に関する総合調整ですが、ダムによらない治水の検討など、川辺川ダム事業をめぐる諸課題の解決に向けて総合的な調整を行います。(2)の五木村の振興のうち、①のふるさと五木村づくり計画の推進につきましては、平成21年9月に村と共同で策定した計画に基づいて、五木村振興基金を活用しながら、村民が主役の村づくりを着実に推進してまいります。②の生活再建基盤整備の推進につきましては、昨年6月の国、県、村の3者合意に基づき、村が実施する村道改良や公園整備等の基盤整備事業が円滑に進むよう支援を行ってまいります。

2の五木村振興関係事業でございますが、(1)の五木村振興基金積立金2億238万5,000円は、元金2億円と預金利子を基金に積み立てるものでございます。基金は、毎年度2億円ずつ、平成25年度まで総額10億円を積み立てることとしております。なお、積み立てた基金を取り崩しながら振興に係るソフト事業に活用しており、平成24年度末の基金残高は4億196万9,000円となる見込みでございます。

31ページをお願いします。

(2)の五木村振興基金を活用した県事業の実施でございますが、関係各課や振興局と連携し、観光PRや特産品の販路開拓等を実施することとしております。(3)の五木村振興交付金交付事業のうち、①ソフト事業は、ふるさと五木村づくり計画に掲げる村の事業の経費に充てるため、村への交付金でございます。②の基盤整備事業は、今年度からの新規事業で、3者合意に基づき村が実施する基盤整備事業の経費に充てるための交付金でございます。

以上、よろしく申し上げます。



○中川交通政策課長 交通政策課でございます。資料の32ページをお願いいたします。

1の地域交通企画調整事業につきましては、地域の移動手段を確保し、県民の日常生活を支えるため、路線バスや鉄道を初め、乗り合いタクシーや離島航路等の県内の公共交通ネットワークについて、地域の実情、特性に応じた取り組みを支援するものでございます。

2の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、肥薩おれんじ鉄道の安定的かつ安全な運行が維持できるよう、鉄道基盤の設備維持に係る費用に対して、沿線市町や鹿児島県と連携して支援し、また、沿線内外からの誘客を図るため、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会を中心に利用促進に取り組むとともに、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の一環として観光列車を整備するものでございます。

3の阿蘇くまもと空港拠点性向上対策事業につきましては、阿蘇くまもと空港の拠点性向上を図るため、国内航空路線の充実やソウル線の週5便化、中国線や台湾線といった新たな路線の開設等に取り組むとともに、広域防災拠点として空港が果たす役割や機能について調査等を行うものでございます。

4の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの安定的かつ安全な運行が維持できるよう、重整備や機材整備費に対して地元市町と連携して支援するとともに、天草空港利用促進協議会を中心に、利用促進対策に積極的に取り組むものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。33ページをお願いいたします。

1の電子計算管理運営事業は、電子計算機の効率的な運用管理により、35業務のホストコンピューターシステムの運用を行うもので

ございます。

2の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁本庁舎と各地域振興局等を高速通信回線で接続しました熊本県総合行政ネットワークの監視、保守、運用管理等を行うものでございます。

次の3と4の事業につきましては、県と市町村が電子自治体共同運営協議会を設置しまして、共同で運用しているものでございます。

3の電子自治体推進事業は、くまもと電子申請受付システム、いわゆるよろず申請本舗ですけれども、この管理、運営を行うものでございます。

4の汎用型GIS構築事業は、各種行政情報等を電子地図上に掲載いたします汎用型GIS、いわゆる地理情報システムでございますけれども、この管理、運営を行うものでございます。

5のICTによるアジアに向けた情報発信支援事業は、本県の魅力をアジアに向けてアピールするため、ホームページ制作等の取り組みを支援するものでございます。

6のスマートひかりタウン熊本推進事業は、これは新規事業でございますけれども、企業や市町村等と連携をしまして、ICT、いわゆる情報通信技術の利活用を推進することによりまして、交通等情報のより効果的な発信や中山間地域の振興、高齢者等の健康づくりなど、地域活性化や地域における課題の解決を図るため、モデル事業などを実施するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○池田統計調査課長 統計調査課でございます。34ページをお願いいたします。

1の委託統計調査の実施でございます。

統計調査課は、国が行う統計調査を実施するための地方統計機構として位置づけられております。本年度は、15件の統計調査を国か

ら受託して実施いたします。これらに要する経費は国の負担でございます。

15件の内訳は、例年実施しております経常調査10件と、(1)に上げております大規模周期調査1件及び試験調査等の4件でございます。

2の県単独事業の実施でございます。

(1)加工統計の作成では、既存の資料を加工、推計いたしまして、県経済の実態を把握するための県民経済計算、市町村民所得推計、毎月の市町村人口・世帯数を明らかにする推計人口調査等の統計の作成を行います。また、(2)の統計の普及・啓発では、印刷物の発行やホームページでの迅速な統計資料提供に努めてまいります。

統計調査課は以上です。よろしくお願いいたします。

○福島会計課長 会計課でございます。資料の35ページをお願いいたします。

総合財務会計システム管理事業でございます。

総合財務会計システムは、電子自治体の構築への対応や財務会計事務の効率化及び県民サービスの向上を図るため、平成21年度に運用を開始し、現在安定的な運用、維持管理に努めているところでございます。

このシステムは、県の行政経営を支える基幹システムでございまして、他の庁内システムと連携を図りながら、予算の編成、県費の支払い、収納等の会計事務に係る各種処理、決算の調整や統計、使用物品の調達及び管理事務を一元的に管理しております。

会計課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前野管理調達課長 管理調達課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

1の用品の集中調達でございますが、これは、県で使用する用品調達に関する事務の効

率化を図るため、集中調達を実施するものです。平成23年度の実績は、合計で13億4,400万円余、件数は2,000件余となっております。

次に、2の電子入札の推進でございます。

物品調達及び業務委託等につきまして、インターネットを利用した電子入札の推進及びシステムの維持管理を行うものです。この電子入札システムは、平成18年から一部を運用開始しまして、平成20年から本格運用をしているところでございます。

管理調達課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉富総務課長 人事委員会事務局でございます。

総務課と公務員課の事業につきまして、あわせて御説明させていただきます。37ページをお願いいたします。

総務課の事業としまして、1の採用試験事務がございます。

平成24年度は、県職員、警察官、身体障害者の採用試験を、下の表のとおり、試験の種類に応じましてそれぞれの日程で実施することにしております。

次に、38ページをお願いいたします。

公務員課の事業でございます。

2の公平審査事務は、職員からの給与など、勤務条件に関する措置要求についての判定や不利益処分に関する不服申し立てについての採決などを行うものでございます。

3の給与等調査研究事務は、職員の給与などが適当であるかどうかについて、民間の給与実態などを調査研究し、議会及び知事に報告し、必要がある場合には勧告を行うものでございます。

以上でございます。

○富永監査監 監査委員事務局でございます。資料は39ページをお願いいたします。

監査委員事務局では、4人の監査員のもとで監査及び審査を行ってまいります。

説明欄1は、定期監査等の実施でございますが、地方自治法に基づきまして、県の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、行政事務の執行等につきまして県の各機関を監査するとともに、県が補助金等の財政的援助を行っている団体等に対しましても監査を実施いたします。

説明欄2は、決算審査等でございますが、一般会計を初め各会計の決算について審査を行いまして、知事へ報告を行います。それから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、財政の健全化判断比率の審査を行うこととしております。

以上でございます。

○黒田次長 議会事務局でございます。資料の40ページをお願いします。

議会運営費でございます。

予算額は13億7,680万円余でございます。これは、定例会、委員会等の出席費用の支払い、政務調査費の交付等を行いまして、議員活動と議会運営を円滑に行っていくためのものでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で平成24年度主要事業等の説明が終わりました。

ここで5分間休憩をしたいと思います。15分過ぎから始めます。

午前11時12分休憩

午前11時17分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。

財政課長から、平成24年度の6月補正予算の事業概要等について説明をお願いいたします。

○浜田財政課長 A4横の総務常任委員会説明資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

6月補正予算の概要について、なるべく簡潔に御説明させていただきます。

まず、1ページの一番上のI番の基本的な考え方でございます。

冒頭に総務部長から御説明申し上げたとおり、今回の6月補正予算は肉づけ予算として編成をいたします。4年間で総額200億円の一般財源による幸せ実感推進枠、これを創設して、新4カ年戦略の速やかな具体化に取り組んでいるという状況でございます。

下段のII番目でございます。補正予算の概要でございます。

今回の補正予算規模は808億円ということでございます。これを当初予算と合わせますと7,137億円という数字になります。前年度比マイナスの1.1%でございますが、ここに書いてございますとおり、熊本市の政令市移行による事業移管あるいは経済対策基金の減少等によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

(2)の重点化について御説明を申し上げます。

6月補正予算の編成に当たりまして、一般財源30億円を新規分として設定をさせていただきました。結果として、一般財源で22億、総額で48億円の事業を計上いたしております。これを当初予算で計上済みの継続分と合わせますと、本年度は一般財源で44億、総額で93億円を充当したことになります。

次に、(3)の財政健全化に向けた取り組みを御説明いたします。

まず、①の通常債残高でございます。9,766億円というふうになりまして、平成9年以来の1兆円を切る水準となっております。

②でございます。財政調整用4基金残高でございます。82億円でございます。昨年度の61億円に加えまして、21億円の積み増しという

ことになってございます。

最下段の(4)でございます。熊本市の政令市移行に伴う財政影響額について御説明を申し上げます。

①に書いてございますのは、平成24年度単年度分の影響でございます。最後尾に書いてございますが、収支でマイナスの4.4億円でございます。②でございますが、ここには、平成24年度から43年度まで、20年間の収支見込みを書いてございます。20カ年の平均収支については、一番最後尾になりますが、プラスの7.8億円ということで影響額を試算いたしております。

3ページをお願いいたします。

3ページには、一般会計のほか、特別会計及び企業会計ごとの補正予算の内訳を記載してございます。

4ページをお願いいたします。

4ページと5ページは、一般会計の歳入でございます。

まず、4ページでございますけれども、7番目、下から2段目でございますが、分担金及び負担金でございます。これは普通建設事業費の実施に係る分・負担金として31億円余を計上いたしております。

5ページでございます。一番上9番、国庫支出金でございます。

これについては、補助投資に係る国庫補助金等々を中心として206億円余を計上いたしております。

12番目の繰入金でございますけれども、財政調整4基金からの繰入金を中心として290億円余を、それから、下から2段目の県債でございますけれども、これは投資的経費の財源として276億円余を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。

6ページと7ページが歳出でございます。

まず、6ページ、1番目の一般行政経費でございますが、140億円余を計上いたしてお

ります。このうち、(1)人件費、(2)の扶助費でございますが、これにつきましては、3月の3党合意による児童手当制度の確定を受けまして、今後の所要額を計上いたしております。また、(3)の物件費、(4)のその他につきましては、新4カ年戦略の具体化などに向けました新規政策的経費あるいは経済対策基金の活用事業等々を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

7ページの2、投資的経費を御説明いたします。

投資的経費、全体的には667億円余を計上いたしております。そのうち、普通建設事業費の補助分について御説明をいたします。3段目でございますけれども、地域道路改築費を初め334億円余を計上いたしております。補正後680億円余となり、前年度比1.4%のプラスというふうになっております。

その次の段の単独でございますけれども、これにつきましては、経済対策基金の活用事業あるいは単県道路改築費など212億円余を計上いたしております。補正後予算を前年度と比べますと、マイナスの17.5%というふうになっておりますが、これは国の経済対策基金活用事業の減少あるいは政令市への事業移管等々によるものでございます。これらの影響分を除きますと、昨年度比9.4%の増ということになります。

それから、その次の新幹線負担金については、今年度が最終年度ということで11億円余を計上いたしております。

また、(3)の国直轄事業負担金につきましても、今回全額を計上いたしております。110億円でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページと9ページにかけてでございますが、これは今回の補正に伴い必要となる県債の追加及び変更でございます。

以上が6月補正予算の概要でございます。よろしく御申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○田中広報課長 広報課でございます。説明資料の11ページをお願いいたします。

11ページの上の表でございます。

広報費につきましては、8,570万円余の増額をお願いしております。これは、骨格予算として計上しておりました首都圏広報強化事業について、今後広報展開に必要と見込まれる8,500万円を増額したこと、また、今後の県政に生かすため、知事が県内各地域に出向き、県民の方々と意見交換を行う県民対話事業に係る70万円余を新たに計上したことによるものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。11ページの下段をお願いいたします。

防災総務費としまして270万4,000円をお願いしております。説明欄をごらんください。

(1)の防災関係団体補助は、熊本県水難救済会及び熊本県防衛協会に対する助成でございます。

(2)防災情報メールサービス普及促進事業ですが、現在、災害や避難勧告等の情報発信の手段として、県の防災情報メールサービスと携帯電話各社の緊急速報メールがござい

ます。両者の違いを申し上げますと、県のメールサービスは、あらかじめ市町村を選んでもらい、利用者の方がどこにいても、その市町村の情報を発信します。一方、携帯電話会社のメールサービスは、観光客を含め、一定のエリア内にいる方々に強制的に発信をいたします。

いずれも重要な情報伝達手段ですが、現

在、両方を用いて情報発信するためには、それぞれ、さらには携帯電話会社ごとに一つ一つ入力する必要があります。そこで、1回の入力で一斉に送信することにより、これまで以上に迅速な送信が可能になるよう、システム改修を図るものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。資料の13ページをお願いいたします。

上段の人事管理費でございます。

説明欄にありますように、チャレンジ・スピリッツ支援事業につきまして、新規事業としまして1,320万円を計上いたしております。

内容としましては、挑戦意欲のある職員的能力向上を図るため、大学院での学位取得を目指す職員に対しまして、1人30万円または授業料の2分の1のいずれかを限度に支援を行うための経費、また、海外等への派遣研修の実施に要する経費として、それぞれ12名程度分を計上いたしております。

人事課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。13ページの下の方をお願いいたします。

文書費につきましては、行政文書の適切な管理、文書倉庫の保存環境の整備に要する経費としまして、627万円余の増額をお願い申し上げます。

2段目の諸費291万円余につきましては、東京周辺の県出身大学生の寮を運営しております有斐学舎への運営経費の一部を補助するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。14ページをお願いいたします。

私学振興費で補正額5億3,400万円余を計上いたしております。これは私学振興のための各種助成費等でございます。主なものから御説明いたします。右の説明欄をごらんください。

私学振興助成費のうち、(1)から(7)までにつきましては、当初予算から肉づけ送りになった既存の事業でございます。

内容は、(1)から(6)までが団体に対する補助でございます。①の熊本県私学振興会補助及び②の熊本県私立幼稚園連合会退職資金補助は、教職員等の退職金資金事業に対する助成でございます。③の熊本県私立中学高等学校協会研修費補助、④の熊本県私立幼稚園連合会研修費補助、⑤の熊本県専修学校各種学校連合会補助、⑥の私立中学高等学校協会等人権同和教育研修費補助は、各団体が行う教職員研修事業や人権同和教育研修事業に対する助成でございます。⑦の熊本時習館私学夢教育事業は、私立高校生による東京大学への視察研修や他の模範となる高校生の表彰などを実施するものでございます。⑧の熊本時習館海外大学進学支援事業は、新規事業として、海外の高校や難関大学への留学を目指す高校生を対象とした給付制度を創設するものでございます。⑨の私立学校施設耐震化促進事業につきましては、主要事業及び新規事業のところで詳しく御説明をいたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。説明資料の15ページの上段をお願いいたします。

人事管理費で2億4,131万円余の増額補正をお願いしております。これは、知事部局等

の職員へ支給する児童手当等につきまして、一部改正されました児童手当法に対応して所要額の増額を行うものでございます。

児童手当につきましては、6月、10月、2月の年3回の支給時期に、それぞれ4カ月分の手当を支給することとされております。

当初予算においては、本年度の手当制度は未確定であったため、人事管理費5億377万円余の中で、6月の支給に係る手当所要額1億2,487万円余を計上しておりましたが、手当制度の確定に伴いまして、今回、残りの10月、2月分の支給に係る所要額を設置するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。同じく、15ページの中段をお願いいたします。

税務総務費に27万円余を計上しております。これは、熊本県納税貯蓄組合連合会に対し、小中学生を対象とした税に関するポスターや作文の募集など、租税教育の推進に係る経費の一部を補助するものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。15ページの下段でございます。

目名の自治振興費で493万円余の増額でございます。説明欄をお願いいたします。

まず、①の政令指定都市移行後のくまもとを考えるシンポジウム開催事業でございます。382万円余を計上しております。主要事業でも御説明いたしましたとおり、県内市町村への政令指定都市誕生の波及効果を最大化するためのシンポジウム開催に要する経費でございます。

次に、②の広域連携支援事業でございます。110万円余を計上しておりますが、こちらも先ほど御説明いたしましたとおり、事務の共同処理など、市町村域を越えた新たな広

域連携に取り組む市町村への支援に要する経費でございます。

市町村行政課は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○原消防保安課長 消防保安課でございます。16ページをお願いいたします。

消防指導費としまして1,459万円余を計上いたしております。

説明欄1、消防費366万円につきましては、一般財団法人熊本県消防協会への補助と、本年11月に本県で開催します緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練への負担金でございます。

2の消防学校費1,093万円余につきましては、県消防学校が、昭和56年の移転、建築以来31年を経過し、施設の老朽化や訓練資機材の更新時期となったため、調査費や整備費用を計上し、消防教育訓練施設としての充実を図るものでございます。

以上です。

○坂本企画課長 企画課でございます。資料の18ページをお願いします。

計画調査費で1億2,700万円余をお願いしております。内容につきましては右の説明欄をごらんください。

(1)の新4カ年戦略推進事業は、新4カ年戦略の周知広報用パンフレットの作成経費及び幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会（仮称）の開催経費等、新4カ年戦略の着実な推進を図るための経費でございます。(2)の政策推進事業は、くまもと未来会議の開催経費でございます。(3)の地域づくりチャレンジ推進事業は、政令市誕生後の県内各地域の将来像の推進に向け、複数市町村が市町村域や振興局域を越え広域的に連携して取り組む事業に対する助成でございます。(4)の幸福量（幸せ実感）指標化挑戦事業は、県民幸福量を指標化し、新たな政策評価につなげるための

調査検討を行うための経費でございます。

(5)のフードバレー構想推進事業は、県南地域に展開するフードバレー構想の策定、推進に必要な経費を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。説明資料の19ページをお願いいたします。

計画調査費で1億600万円余をお願いしております。内容につきましては右の説明欄をごらんください。

(1)の万日山公園整備事業9,600万円は、万日山から花岡山へ連なる緑を保全し、森の都熊本を印象づける景観づくりを行うため、万日山山頂部の土地を取得し、公園に必要な整備を進めていくものでございます。

(2)の阿蘇草原維持再生事業1,097万円は、阿蘇の草原を守り、あか牛のいる景観を引き継いでいくため、野焼きボランティアの安全対策強化の取り組みを緊急的に支援するとともに、地元市町村を初め関係団体等と連携しながら、草原の維持、再生に向けた取り組みのあり方を検討し、官民一体となった推進を図っていくものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○草野文化企画課長 文化企画課でございます。説明資料は、同じく19ページをお願いいたします。

計画調査費で2,000万円余をお願いしております。内訳としましては、九州文化協会補助135万円ですが、これは財団法人九州文化協会に対する補助金でございます。

(2)の松橋収蔵庫保存環境改善調査事業486万円余は、松橋収蔵庫におきます資料の収蔵環境改善に向けた調査、検討を行うものでございます。

(3)の加藤・細川ヘリテージプロジェクト事業1,436万円余は、加藤・細川400年の歴史・文化の保存と活用を行うための経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。20ページをお願いいたします。

計画調査費として5億7,500万円余の増額をお願いしております。内容につきましては右の説明欄をごらんください。

昨年6月の国、県、五木村の3者合意に基づき、村の振興に必要な村道改良、公園整備等の基盤整備事業を実施する村への交付金でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。同じく、20ページの下段をお願いいたします。

計画調査費で1億5,300万円余をお願いしております。

まず、1の交通整備促進費として3,400万円余でございます。

内容としましては、地域住民の生活の足である地域の鉄道や県内の離島航路等の維持、確保を図るための支援事業等でございます。

次に、2の空港整備促進費でございます。1億1,900万円余をお願いしております。

内容としましては、阿蘇くまもと空港整備の直轄事業負担金やソウル線の週5便化対策等のための国際線振興協議会に対する負担金、空港が広域防災拠点として果たす役割や機能についての調査など、阿蘇くまもと空港の拠点性向上を図る事業をお願いしているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。21ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、2,100万円余の予算をお願いしております。内訳につきましては右の説明欄をお願いいたします。

(1)のICTによるアジアに向けた情報発信支援事業につきましては、本県の魅力をアジアに向けてアピールするため、ホームページ制作等の取り組みを支援するための経費でございます。600万円を計上させていただいております。

(2)のスマートひかりタウン熊本推進事業につきましては、企業や市町村等と連携をいたしまして、ICT、いわゆる情報通信技術ですけれども、この利活用を推進することによりまして、交通と情報のより効果的な発信や中山間地域の振興、それから高齢者等の健康づくりなど、地域活性化や地域における課題の解決を図るためにモデル事業などを実施するための経費でございます。1,500万円余を計上させていただいております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。資料の22ページをお願いいたします。

議案第7号熊本県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例でございます。次ページの23ページに概要をつくっておりますので、こちらで御説明させていただきます。23ページをお願いいたします。

1番でございます。条例制定の趣旨にございますとおり、地方自治法施行令の一部改正に伴いまして、予算執行の適正化あるいは議会監視機能の強化などの観点を踏まえ、知事の調査等の対象となる法人を追加するという内容のものでございます。

対象になりますと、例年9月定例会におい



て、議会に経営状況を報告、説明をする書類を提出し、担当課から説明をさせていただくということになります。

2の条例の内容をごらんいただきたいと思います。真ん中の模式図のほうをごらんいただきたいと思います。

従前、これまでは地方自治法施行令の規定に基づき、出資比率等が2分の1以上の法人、これが対象となっておりました。今回の条例の施行後は、右側のほうでございますけれども、新たに出資比率等が4分の1以上、2分の1未満の法人、これを追加するということになりまして、都合、今後は出資比率等が4分の1以上の法人が対象になるということになっております。

3番目の施行時期でございます。公布日を施行期日としております。

最後に、4番目でございます。その他でございますが、今回の条例施行によりまして、新たに対象となる法人は21法人ということになります。従前、16法人ございましたので、合わせて37法人になる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。説明資料の24ページをお願いいたします。

財産の処分についてでございます。内容につきましては、次の25ページの概要で御説明いたします。

売却予定財産でございますが、現在日赤に貸し付けております熊本市東区長嶺南の土地2万1,757平米、坪にいたしますと6,500坪余りになりますが、日赤では、血液センターや健康管理センター等の事業用地として利用されているものでございます。

昨年10月に、日赤から、各施設の将来計画に柔軟に対処するためには、自己所有地の確保、拡張が必須で、借地のままでは自由で安定的、長期的な土地利用に制限があるため購

入したいとの申し出があり、将来当該地を県がみずから利用する可能性は極めて低いことや、仮に県が利用する場合には、血液センターや健康管理センター等の多額の移転補償費が必要となることなどを考慮しまして、日本赤十字社に23億円で売却したいと考えております。

売却予定価格についてでございますが、売却予定地は大型物件で、県有地の上に日赤の関係施設が建設されており、借地を含むなど複雑な評価予想があるため、適正な価格を設定するには高度な鑑定評価が必要となります。そのため、県内の不動産事情に精通し、大型物件の鑑定評価の実績もあり、多角的な視点から公正な評価が可能な不動産鑑定機関2社に鑑定を依頼し、その鑑定評価を慎重に検討し、適正な売却予定価格を設定いたしました。

その後、県財産審議会において、県有地を日赤に売却すること及び売却価格の適否について御審議いただき、適当である旨の答申をいただきました。その上で日赤と交渉し、売却予定価格で合意を得たものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島危機管理防災課長 最後の資料28ページをお願いします。

繰り越しの報告でございます。

現在実施中の地震・津波被害想定調査事業費につきましては、平成23年度予算額2,500万から1,750万を平成24年度へ繰り越しさせていただいております。

その理由ですが、調査対象地震の一つであります東海・東南海・南海地震、いわゆる南海トラフ地震につきましては、国の被害想定の見直しが示された時期が3月末と遅く、その結果を受けて作業を行う予定でありました津波浸水シミュレーションの着手がおくれたことによるものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○能登市町村行政課長 同じく、28ページの中段をお願いいたします。

総合庁舎施設整備費の繰り越しでございます。

阿蘇総合庁舎耐震改修工事での基礎工事におきまして、設計よりも地盤が強固であったことから、その対応に所要の時間を要したことで、一部を平成24年度へ繰り越したものでございます。なお、4月中に工事は完了してございます。

市町村行政課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○原消防保安課長 消防保安課です。引き続き、28ページをお願いいたします。

下段の防災消防ヘリコプターテレビ伝送システム整備事業につきましては、事業の概要は主要事業で御説明いたしましたが、3億4,000万円余を平成24年度に繰り越しております。

繰り越しの理由としましては、ヘリには機体に応じた専用の整備工場がありますが、本県のヘリにシステムの設置が可能な整備工場の一つ、仙台工場が東日本大震災で被災し、しばらくの間使用できなかつたため、事業計画がおくれたものでございます。

以上です。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、付託議案等及び主要事業等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 私学振興課にお尋ねしますが、耐震化促進事業ということで今回計上をされておりますが、4カ年戦略でも、安全、安心というか、災害に負けない熊本ということで4カ年戦略の主要な事業の一つとし

て位置づけられております耐震化で、今後4年間取り組みをやっていくということで指標のほうにも目標が出されておりますけれども、現状をまずお尋ねしたいのが、私学の耐震化率が現状で、この指標を見ますと58.9%となっておりますけれども、これは学校別と申しますか、先ほどの表では幼稚園と高校とそれぞれまた補助率があったと思っておりますけれども、現状がどのような——幼稚園でどのくらい、高校でどのくらいというのがわかっていけば教えていただきたいと思っております。主要事業説明で15ページに、それぞれの補助率が出されているんですけれども、補強と改築と。現状の耐震化58.9%の内容を教えてください。

○仁木私学振興課長 種別ごとということでございますか。

○鎌田聡委員 種別と申しますか、幼稚園が今どのくらいで、高校がどのくらいなのかと。

○仁木私学振興課長 これは、数字につきましては23年4月1日現在ということになりますけれども、幼稚園は62.9、小中学校が100%、高校が53.4で、計の58.9%になります。

○鎌田聡委員 これから4カ年で耐震化、県としても新たに補助を設けてやっていかれるということですが、私ちょっとこれで疑問に思うのが、目標値が何で75%なのかなんですよね。100%じゃない……補助事業ですから、実施主体がどう判断する話であって、75、じゃあ何で80でもないのかなと。75%の根拠を教えてください。

○仁木私学振興課長 なぜ75%かということでございますけれども、今耐震化が進んでい

ない理由の一つというのは、耐震診断が進んでいないというのがございます。その理由は、やはり耐震診断をやってしまえば、その中で耐震性が低いとされたときに、多額の出費を伴う工事を迫られるということがございます。そういうことで、耐震診断自体をちゅうちょされているというのがございます。

その中で、今回こういう制度をつくりまして、後押しといいましょうか、背中を押すような制度になっておりますので、これを活用してやっていただきたいというふうに思っておるんですけれども、実は、この制度設計をやりますときに、各学校のほうに意向調査ということでさせていただきました。その中で、1つは、この4年間の中で耐震化を予定しておられますかということと、2つ目が、補助制度というのが新たにできた場合については、ちょっと取り組んでみる考えはありますかというようなお話をさせていただいております。

その中で、制度ができれば検討してもいいと言われていたところが、率にしますと77%ぐらいまでにはなろうかと思えます。ただ、実際のところは、非常に多額なお金もかかって、その中でいろいろ検討されているということで、この4年間の中では、そこところは非常にちょっと難しいのではないかとというのが1つあります。

それともう1つ、熊本県は非常に耐震化のほうはおくれておまして、九州平均というのがございますけれども、それが昨年度の4月の状況で63.9%、全国平均も72.5%ということでございます。

そういった中で、この4年間の取り組みの中で期待可能な数値というようなことで75%を設定させていただいたところでございます。

○鎌田聡委員 非常に九州から見ても現状はおくれている、全国的にも非常にまだまだ進

んでいないという状況で、検討されているところは77%というお話がございましたけれども、だからこそ、それ以上にやっぱり目標は設定して、せっかくこういった補助制度をつくったわけですから、——まあ、数字をどうこう、何%引き上げるという話はしませんけれども、もう少し目標も上げて取り組みをしていただきたいなという思いがございましてお尋ねさせていただきましたが、実際どうなんですか。まだ診断もやっていないところがかなりあるんですかね。その辺の現状もちょっと教えていただきたいと思えます。

○仁木私学振興課長 診断につきましては、現時点で22%、昨年の数字でいくと、全体としては22%ぐらいしか進んでおりません。実際に診断されて、それからもう工事に着手されたところもございますので、今の時点ではほとんど診断がそれ以上には進んでいないということで、とにかくまずは診断をしていただいて、耐震性がないということであれば、その次の段階に進んでいただくというようなことでございますので、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○鎌田聡委員 わかりました。

現実的に非常に進んでいない状況の中での指標ですから、なかなか余り高い数値というのは難しいかもしれませんが、ぜひ、先ほど申し上げましたように、そういった県内の非常に進んでいない状況だからこそ、やっぱりしっかりと指標も少し上げて取り組んでいただきたいと思えますけれども、まあこういう指標で取り組まれるということではありますが、ぜひ耐震化が進んでいくように全力を挙げていただきたいと思えます。

以上です。

○氷室雄一郎委員 これは、予算は、基金が2億円積んであるわけですね。この2億円と

県が8,000万ぐらいで、これで一気に77%ぐらいまで可能なんです。来年度は、この基金はまた——1回限りだと思うんですけども、毎年このくらいのお金を出して77%ぐらいまでやるのか、ちょっとその辺確認をします。

○仁木私学振興課長 御指摘のとおり、安心こども基金のほうにつきましてはことし限りでございます。あとはもう単県でということになります。今年度は、まだ初年度ということで予算自体は小さくございますけれども、これから来年、再来年と具体的に検討が進んでいけば、金額というのは伸びてくるのかなというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 部長もお見えになりますので、この常任委員会、補正予算の24ページの日赤の土地の問題なんですけれども、これは、もうこういう流れで売却が行われたということなんですけれども、この貸し付け財産一覧というのを見せていただきました。この中には、例えば賃借料を受け取らないで貸している財産が——一覧表をいただいたんですけども、熊本市だけでも大体25カ所ぐらいあるんです。管財課にもちょっとお聞きしたんですけども、例えば熊本市の国体道路あたりは2万5,000平米ぐらいなんですけれども、これは市が管理をしているんですが、下の部分だけは県が持っている。これは無償で貸しているわけでございますので、もうこういうものは市にやったらどうなんだ、何で県がこういうのを持っとかないかぬのかという、古い昔から県が財産としては持っているんですけども、管理は市のほうでやっていると。地籍調査がまだ終わっていないという話を聞いて、もう一遍確認したら、いや、地籍調査はもう終わっていますと。ならば、こういう莫大な面積のものを何で県が持っとかないかぬのかということなんです

ね。

あとは江津湖の公園の部分もございます。これは莫大な土地なんですけれども、政令市移行に伴いまして市に管理は全部移管されておりますので、この土地なんかは県が持っってももう収入はないわけでございますので、どうしてこういうものは県が持っとかないかぬのかということなんですけれども、その辺はどうなんですかね。

また、全県下見ますと、そういう公共のものに使われている土地がありますけれども、権利だけは県が持っている。無償で貸しているわけでございますので、もう県が持つ必要はないんじゃないか、そういうものがあるんじゃないか、もう一遍洗い直して、県が何で持っとかないかぬのかと。有償であれば、それは収入が入ってきますけれども、持っってもいいんですけども、その辺はどうなんです。ちょっとどなたか説明を。

○吉永管財課長 管財課でございます。

普通財産につきましては、売却を基本としておるところでございますけれども、条例や議会の議決を得て貸し付けているものも確かにございます。それもまた無償分につきましてもございますが、これにつきましては、民間等の無償の場合は個別に議会の議決を得ておりますし、それから、県財産条例でも無償貸し付けができますが、これは公共的なものに限られておりますので、それに限ったところで貸し付けているところでございます。

委員御指摘の道路用地の無償貸し付けでございますが、基本的には、維持管理経費も勘案しまして市町村へ移管というふうに考えておるところでございますが、登記等の問題で引き受けていただけなかったというような経緯のものもございます。

また、その他のものに関しましては、借り受け側が所期の目的を達成して用途廃止した場合は、県がまた引き取って売却するなり、

県が活用するというのでございますので、公共目的等のためあるいは福祉目的のためでございますので、特別の配慮が必要ということで貸し付けを継続しているところでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 貸し付けをしているけれども、しかし、賃貸料も何もいただいていないという、この国体道路のところは2万5,000平米ぐらいあるんですけれども、これは、例えば市がもらわぬと言うならそれは別ですけども、いかがでしょうかと、ここはおたくに無償譲渡しますよ、条例でもそうになっている、原則的には公共的なものは無償譲渡という条例になっているということであれば、何で、その……。まあ、市から何もなかったのか、それともう何十年とそのままになっているのかという、その辺ちょっと。

○吉永管財課長 管財課でございます。

委員御指摘の国体道路に関しましては、以前市に移管ということで手続をしたところでございますが、そのときに登記等の問題で市からお断りがあって、ただ、その後登記が完了しているわけですが、その後の手続は済んでいないところでございますので、今後手続を進めたいと、そのように考えております。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、この江津湖の公園、これはもっと広い土地なんですけれども、ここは何でいかぬのですか。県が何でこれだけの土地を持つとかないかぬのかということ。一部何かそれに差しきわりがあるような話もしたんですけれども、もうあそこは市が管理を全面的にしているわけでございますので、あとそれを民間のどうのこうのという可能性というのは非常に薄いと思うんですね。これを、ずっとじゃあ持ち続けるのかということなんです、その辺はどうなんです

か。

○吉永管財課長 これは、都市計画公園というか、そういう形での整理でございますので、所管は土木部になりますが、基本的には、まず貸し付けた先が公園としての担保をしていただくということがございますので、それが1点。あと、もしそれが不要でなくなったらまた返していただくと。だから、道路の底地と違いまして、所期の目的が終わったら返していただくということも考えておりますので、今のところ無償貸し付けをやっているということでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 全県下に、これに類するような土地をお持ちになっていると思うんです。だから、もう一遍きちっとして——じゃあ、各市町村がもらわぬと言うなら、永遠に何も土地だけ県がずっと持つとというのも、私はちょっと違和感を感じるわけでございますので、もう一遍精査をしていただいて、各市町村が求められたものにつきまして、各市町村に無償譲渡しても私はいいいんじゃないかと思うんです。

国体道路のことも、やり取りの中で、いや、実は地籍調査が終わっていないというお話だったんですけれども、よく聞きますと、いや、実は終わっていましたと、これから使途の話し合いに応じる姿勢はありますという話で、もう一遍きちっと精査をしていただいて、私は、そういうものは、必ずしも県が持たなくてもいいものはもうすっきりさせたほうがいいのではないかという考えなんです。その辺もう一遍最後の答弁をお願いします。

○吉永財政課長 普通財産に関しましては、相当数貸し付けてございます。当然貸し付けに当たっては、その背景、目的等々あるわけでございますので、そこら辺を再度しっかり

精査したいと思いますが、一応県財産条例、それから個別には県議会の議決を経て貸し付けているものでございますので、適切な管理がなされていると思いますが、改めて再度検証はいたしたいと思います。

以上です。

○氷室雄一郎委員 貸し付け貸し付けとおっしゃいますけれども、実際使用料も何もいただいているわけではございませんので、条例でも無償譲渡が原則であるということであれば、その辺はもうちょっと精査をしていただきまして、整理をしていただいたほうがいいんじゃないかというのが私の意見でございますので。

○駒崎総務部長 氷室委員の御指摘はもっともな部分がございます。

財産管理上、県で使わずに長年所有権だけ持って無償で貸しているという、変則的な形態に見える部分がございますので、そこはあるべき財産管理の姿を検討してまいりたいと思います。

一般論だけ申し上げますと、譲渡までがうまくいかないケースの理由としては、1つは、登記がまだ相続——民有地だったのを買収した場合、県の所有地としてなっているんですけども、対抗要件としての登記が済んでいないというケースがままございます。それとか、あるいは国庫補助金で買った土地を、都市公園なんかもそうですけれども、そうした土地につきまして、所有権まで移してしまうと補助金適化法の手続をクリアする必要があるのですが、右から左にいかないというケースはあるかもしれません。

いずれにしても、基本は御指摘のとおりだと思いますので、財産管理に当たっては、十分留意しながら取り組んでまいりたいと思います。

○氷室雄一郎委員 おっしゃったとおりをお願いしたいと思います。

○早川英明委員 今のことですけれども、逆のケースもあるでしょう。武道館あたりは市のやつでしょう。上物は県ですけれども、逆もありますね。そういうところは、今度は市はやっぱり無償で県に貸しとるわけですか。どんなでしょうか。逆のケースも大分あると思いますよ。

○吉永管財課長 御指摘のとおり、武道館は、市の土地を県が借りてということでございます。

○駒崎総務部長 今早川委員から御指摘がありましたように、熊本市内に水前寺の陸上競技場とか野球場、いろんなスポーツ施設がございますけれども、武道館につきましては、役割分担として、土地は市が確保するけれども、上物は県下全体の武道の大会などに使うという目的があるので、県の方で整備したという経緯があるように聞いております。

その場合、市のほうも無償で使わせるというような形をとっているケース、その辺は県と市が、あるいはほかの市町村もそうですけれども、役割分担なり協力をし合う、連携し合うという中でそういうふうな扱いになっているケースがあるかと考えております。

○池田和貴委員長 先ほど部長がおっしゃったように、もう一回、再度いろんな観点から検討をしていただくようによろしくお願いたします。

ほかにございませんか。

○中村博生委員 土地の話が出ておりますから。八代港に10ヘクタールぐらいの県有地があるんですが、これは企業誘致を目的に10数年、もう20年ぐらいになつとかな、あいたま

まにしとるんですが、これは企業誘致が目的であろうと思いますが、これも売却予定というか、そういうのではないと思いますけれども、この土地をフードバレー構想、食関係の企業とか研究所とか、そういった企業を誘致するのに一番適しておるのかなとは思いますが、港に近いという利点もございますし、できれば新幹線新駅ぐらいの場所がいいんでしょうけれども、そういった絡みで今後構想を立てられるのであれば、ぜひとも、せっかく余とるし、なかなか相手先が見つからないような状況でありますので、今後企業誘致をより一層進めていただきたい。

できなければ、県南運動公園がございますけれども、大きい大会とかがございますと、駐車場がないんですね。狭いんです。以前も振興局には行って話し合いしたんですが、せっかくあいとるんだから、駐車場的に貸してもらえんとだろかというような相談をしましたが、それなりになとるので、あの10ヘクタールの有効利用についても考えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○池田和貴委員長 今のは要望でよろしいですか。

○中村博生委員 要望です。

○荒木章博委員 有斐学舎の件なんですけれども、あれは60人かな、宿舎、宿泊ということで、非常に好評というふうに聞いておりますし、1万数千円で大学生が下宿をするということで、それで、これは男性だけですね。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

有斐学舎につきましては、男性のみの利用となっております。

実は、これにつきましては、我々が聞いて

いる話でございますけれども、学舎設立時からの経緯がございまして、女子が入寮するための施設設備が整っていないということから、男子のみの入寮というふうに伺っております。

○荒木章博委員 できるだけ女子もどこか入寮できるようなことでお願いしたいと思っております。

続けていいですか。

19ページの万日山なんですけれども、40ヘクタール、12ヘクタール、本会議でもちょっと時間の関係で言えなかったんですけれども、52ヘクタールを買うということで、17～18年前に熊本市が調査をして、今度の万日山の土地、水理計算をした。もう簡潔に言うて、今度県が調査したのは60万で水量の計算をしたと。そういうことでは——こういうやっぱり資料があるわけですから、よかったですかね、市がやったということは。市がやった水理計算の中に入っているということは知らなかったのか、それをお願いします。

○津森地域振興課長 万日山の雨水流出量の調査についてでございますけれども、昨年度、一部万日山を県が所有しているところについて崩落があったということで、これを含めて、梅雨時期の豪雨とか、そういうのを踏まえた将来的な安全確保を目的としまして、危険箇所の安全調査で雨量の解析調査、これは万日山そのものについてやらせていただいたところでもあります。

したがいまして、今荒木委員がおっしゃるように、春日地区も含めた、全体的な雨水調査等含めたような調査ではないということは事実でございます。

○荒木章博委員 この雨水調査というのは、1,400世帯、そして4,300人を水害から守ると

いうことで建設しております。

今桜を植えてきておりますけれども、イチョウを切ってしまうと、非常に危険性をはらむということで、この地域住民から非常に不満があるということで、なぜ市のほうとの連携をとって、せつかくの調査をした——この前も本会議で言いましたけれども、37億3,000万という一つの大型の排水の中の万日山です、今度の、熊本県が買う——だから、ある意味で熊本市に買ってくれと言ったら、熊本市は要らないと。要らないと。そうしたら、もうそれだけの土地は、またいろいろお金がかかるわけですよ、いろんなことを整備するにしても。だから、知事は、そういうことは知られないと思うので、やっぱりやられる——前任の課長さん、その前の課長さんが調査をされたいろんないきさつもありますけれども、こういうことをちょっときちんとして、今後運営上やっていただきたいというふうに思っております。

それと、委員長いいですか、引き続き私学の今資料を——実は、総務委員として、2週間前に資料を要求しまして、私のところには届いておりましたけれども、できれば皆さん方も見ていただければと思って、きょうの機会に——もう少し早く言っときゃよかったんですけども、資料をちょっと見させていただければと。ちょっと忘れてきたものだから、私がですね。よろこびますか。

○池田和貴委員長 用意してありますか。

○荒木章博委員 それなら、ちょっと時間がないから。

○池田和貴委員長 配ってください。

○荒木章博委員 できれば、加藤・細川も一緒に。資料要求はしていたんですけども、私が持ってきとらんだった。

（事務局資料を配付）

○荒木章博委員 これは、見ていますとおろ、私学に対してかなりの補助を出されたり、私学の健全育成ということで熊本県は非常に取り組んで——私も私学の出身として、ただ、1つ憂うのは、スポーツ特待が1,000人近い、そういう年間に1,000近い生徒たちがいると。そしてまた、これを見ますと、高校も中学校もですけれども、非常に小学校で青田刈りをしたりして、いろんな大会で優勝した子供たちを引っ張って行って、私学で全額免除ですよと、そういう形で青田刈りをしていく状況の中、そしてまた、これだけの月謝免除となりますと、これは1学校、多いところは、3校上位は大変な金額を使っているわけなんです。

ですから、本当に私学——もちろん私学の精神としてスポーツに力を入れようと、これはいいと思うんですけども、やっぱり一つの建学の精神で、スポーツも含めてですけども、もう少し——178名とか、167名とか、112名というのは、もうクラスにすれば4クラスも5クラスもあるというような状況の中だものですから、こういうところは——非常にこれが今数字的に上がっていているようなところもあるみたいなんですけれども、どういうふうに認識されているのかをお尋ねしたいと思います。

○仁木私学振興課長 今スポーツ特待のことでお話がございましたけれども、スポーツ特待につきましては、少子化が進行する中、スポーツにすぐれた才能を持つ生徒の能力、それから、特待生を核とした部活動の活動により、学校の活性化や特色ある学校づくりにつながっているというふうに認識しております。

ただ、学校が行います生徒の募集につきましては、やはり守られるべきルール、マナーがあつてしかるべきだというふうに思ってお



りまして、合格といいますか、特待生としての待遇を確約して合格を暗示するような勧誘とか、そういったことはあってはならないというふうにも思っております。

特待による授業料の減免につきましては、各学校が自主的に判断され、学校自身の負担により実施されるものです。ただ、結果といたしまして、学校経営を大きく圧迫し、本来の教育活動に支障が生じることがあってはならないというのも片方で思っております。

そういうことで、勧誘が過熱して小中学校の教育活動や進路指導に悪影響を及ぼしたり、そういうことがないように、節度ある対応を各学校については毎年お願いしておりますし、学校のほうは、学校の活性化のメリットとそれから減収などのデメリットを十分に検討しながら、適切に実施していただきたいというふうに、そのように思っております。

毎年、大体9月ごろになりますけれども、私立高等学校長の皆様には、以前は総務部長名で、昨年からは私学文書局長名で私立学校等における適正な高等学校入学者選抜の実施についてということで通知を差し上げております。その中で、適正な入学者選抜の実施もお願いしております。あわせて、校長会等の場におきましても同様のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 合格を目的として加入してはならないと、課長から今きちんと説明していただきましたので、それは了といたします。

市の中体連、県の中体連、ベスト8まで個人戦で入ったらもう月謝免除と、そういうのが横行していますので、親も子供たちもちょっと命がけなんですよ、はっきり言いましてね。そういう実態が、今非常に加熱し過ぎて、夜遅くまで子供たちを塾、塾というか、いろんなスポーツ塾に通わせる、そういった

青田刈りが非常に多いように感じます。

そういった中で、やっぱりこういう圧迫、学校に対しても、これだけの167人も178人も無月謝にするということは、かなりのこれは負担を強いられるわけですので、私学の健全育成の上でも、やっぱりそれは担当のほうで指導いただきたいというふうに思っております。

今言われましたので、それは了として、そして、時間の関係で、加藤・細川の件につきましては個別にまたいろいろ要望することはやっていきたいというふうに思っております。

この3つのテーマで今度やられていくということで、それと別に講演会あたりも計画をされているようですので、十二分に——この時期しかできませんで、また、知事も、幸せ、幸福を一つの今後目玉として取り組んでおられますので、やっぱり隠れた遺産を発掘して世に出していく、歴史を大事にしていくということを要望して終わります。

以上です。

○池田和貴委員長 それでは、まだ審議も続けたいと思いますが、一旦ここで休憩をとって、昼食をとった後に再度続けたいと思います。よかでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、1時20分から再開をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

午後0時20分休憩

午後1時19分開議

○池田和貴委員長 それでは、おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。先ほどの質疑の続きから行きたいと思っております。

質疑ある方はいらっしゃいませんか。

○鎌田聡委員 説明資料18ページ、企画課です。ね。

幸福量指標化挑戦事業ということで、幸福量を指標化して新たな政策評価につなげるための調査検討に要する経費ということで、どのような形で、どのように指標化をされるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○坂本企画課長 昨年度に、学園大と一緒に調査研究を進めました。その後、今年度にその成果を発表したんですが、幸福量の指標は、4つの分類の中で12の項目をつくりまして、それぞれに4つの分類のウエートあるいは12の項目の満足度についてアンケートをとり、それを集計していくというような、そういう取り組みでございます。

4つの分類あるいは12の項目の指標のつくり方、このあたりの調査研究を学園大のほうに委託をしまして、研究の精度を高めているというふうな状況でございます。

それと、昨年度の調査では、アンケート数が限られておりましたので、ことしまた3,000名を対象にアンケートをして、その結果精度を高めていくというようなことで考えております。

もう1つ、補助指標としまして、笑いの数を集計するという、スマイルインデックスというそういう指標が学園大の研究の中で提案をされております。幸福ウォッチャーという人を委託しまして、定点観測的にスマイルインデックスを積み上げていくというようなやり方でございます。これについても、有効であるかどうかの検証を今年度したいと考えておるところです。

以上です。

○鎌田聡委員 済みません、よく私も理解ができていないんですが、幸福指標化を1回、

昨年度はやられているんですよね。やられていて、さらにその精度を高めていくということで、またアンケート数もふやして、あと尋ねられる内容とか——これは何ですか。どういう分類で、どのようなふう幸福量として結びつけていくのか。

1つあるのが、先ほど4カ年戦略で指標がいろいろ出されていたわけですが、それぞれの項目で。ここのリンクというか、何かそことどうかこの指標というのは関係ないんですかね。全くばらばらのやつでやられていくのか。こういった4カ年戦略をやっていく中で、そこが県民の幸せに結びついて幸福量ですよというふうには県としては持っていくべきじゃないかと思えますけれども、そこどうなんですかね、関係は。

○坂本企画課長 4カ年戦略で設定しております指標は、施策の進捗等を図るための目標指標として設定をしております。今回のこの幸福量を図る指標化というのは、県民幸福量の最大化という最終目的に対して、どのくらいこの施策の展開が有効であるのかというのを評価していくということで考えております。

今指標として学園大のその研究成果の中で出てきておりますのは、4つの分類が、例えば、夢を持っているか、誇りがあるか、経済的な安定をしているか、将来に不安がないかといった4つの分類の中にそれぞれ3つずつの12の項目をつくりながら、その中でアンケート調査、例えば家計所得とかというような項目の中で、満足をしているかしていないかというような、そういうアンケートをしていく。そして、なおかつ、この4つの分類の中で、どれが一番ウエートを置くかというようなことを聞いていくというようなことで評価をしていくということになります。

この結果、昨年度の調査では、経済的な安定が特に重要であるけれども、それだけでは

なくて、幸福の指標というのは、幸福の要因としては非経済的要因も非常に重要であることがわかりました。また、地域によっては、求める幸福の形は違うということで、今後地域に応じた施策展開をしていく中で、この分析というのが有効になっていくのではないかと考えております。

○鎌田聡委員 いろんな見方もあるんでしょうけれども、少し何か資料とかもいただいてみると、非常に漠然としていて、まあいろいろ資料がもうきちんとしてきているんでしょうけれども、やはりそういったものをもとに——これだけが幸せをはかる物差しでもないんじゃないかなというふうにも思いますし、私は、あくまでも今回4カ年戦略が指標に向かってできるだけ近づいていくことによって幸せになっていくものだというふうに、これは幸せを実感する4カ年戦略だと思っていますから、そことやっぱりリンクをして幸福量というものをはかっていくべきじゃないかなと思いますけれども、幾つかの幸福量をもとに高めていくということでやられるのはいいと思いますけれども、またこれは少し——今回は今回でまたやっていただくのは結構ですけども、それですべての県民の幸福量がそこに集約されるということにはならないというふうに思いますので、一つの目安として、そのことがどう今後政策に生かしていけるのか、その辺も含めて、やはり今後ここも少し議論も深めながら、研究も深めながら、私たちもやっていかなきゃならないかなというふうに思っていますので、できれば、今年の資料だとか、今後どう検討を深めていくのか、そして、幸福ウォッチャーという、また初めて私も聞いたような言葉も、笑いの数をどうするのかというような、まあそこも少しユニークな取り組みでもあるのかなとも思いますけれども、そういったものがどういったものなのかということ、今後具体的にまた御説

明もいただきたいなと思いますので、ぜひまたそういう状況について適宜委員会で議論もさせてもらいたいなと思いますので、ぜひ資料の提供のほうもよろしく願いしておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○重村栄委員 済みません、幾つか質問と意見を言わせていただきたいと思います。

まず、聞きたいのが2つあります。資料の11ページ、広報課。

知事の県民対話事業があります。70万ほど組まれておりますが、これをもうちょっと詳しく説明していただけます。どういうふうな形で、どういう人を対象に、どんな仕掛けでやろうとしているのか。回数も含めて、あと地域的なことも含めて、もう少し詳しく説明をしてほしいなというのが1つ。

それから、同じページの危機管理防災課。

防災情報メールサービスの促進というのがあります。これは以前からこの事業をされておりますが、私はIT音痴でございまして、できるだけこの世界から距離を置きたいなと思っている人間でございまして、それを前提にちょっとしゃべらせていただきたいんですが、この事業を今までされている、そしてまた、今度促進させようと、利便性を上げようということ、事業を組まれているみたいですけども、今までされていて、情報弱者に対してどのくらい浸透していつているのか。そのカバーは、どのくらいの率でカバーされているのか。あるいは、今度のこの事業を新たに追加されることによって、そのカバー率がどのくらい向上する期待があるのか。ひょっとしたら情報弱者に対してはほとんど効果がないのかもしれないんだと。

さっき言ったように、私はIT音痴ですので、極力この世界から距離を置きたい人間からすると、多分自分からは登録しないはずな

んですよね。そうすると、情報は来ないはず  
 ですよね。こういう人間、結構私も含めて年  
 代が高い世代はそういう世代だと思うんです  
 けれども、そういう人にとっては、ある面では  
 無用の長物でございまして、この事業は、  
 多分ITに溶け込んでいる人には非常に有効  
 なのかもしれませんけれども、そうでない世  
 代の方々にはあんまり効果がないのかなとい  
 う感じがしますものですから、この事業の狙  
 いが果たしてそのとおり効果が期待できるの  
 かどうか、その辺のお考えをちょっと聞きた  
 いなというふうに思います。

それからもう1点、いいですか、ついで  
 に。

この件はちょっと質問じゃなくて意見なん  
 ですが、万日山に絡んだことですが、万日山  
 周辺のことは荒木先生の専売特許でございま  
 すので、あんまり触れたくないなと思ってい  
 たんですが、ちょっとあえて1点言わせてい  
 ただきますが、今回万日山を購入されて——  
 全部じゃないですけども、一部購入されて  
 整備をされるということは、熊本駅の新幹線  
 側の景観の整備ということで、結構なことじ  
 ゃないかなというふうには思っております。

ただ、熊本駅をおりて新幹線側に出ます  
 と、駅前が、あれは土地区画整理事業でされ  
 ているということもありますので、非常に難  
 しい問題なんですけど、前に出た途端に、熊本  
 市という大きな都市のイメージから見ると、  
 非常に貧弱だと。個人住宅が張りついてきて  
 いる。ちょっと景観的には、本当に熊本駅の  
 景観としてふさわしいのかなと。目線を少し  
 上げたら万日山がある、ここは整備する、見  
 かけもよくする、桜を植えて季節的には華や  
 かなものにすると。ただ、その中間の目線が  
 切れてしまう、個人住宅で。トータルの景観  
 として、果たしてどうなのかな。もっと一工  
 夫しないと、この万日山にお金をかけても効  
 果が薄いんじゃないか、ばらばらになってし  
 まうんじゃないかと。駅は整備したわ、目の

前には個人住宅が張りついて、何となく都市  
 の景観としては物足りない。先のほうに目線  
 をやれば、万日山には何か整備したお金が入  
 っている。何となくバランスが悪いんじゃない  
 かなと、そんな感じがするんですね。

ちょっと個人的には、個人住宅の前に長堀  
 でもつくってから熊本のイメージをアップし  
 たらと冗談半分にしたことがあるんですが、  
 何か一工夫したほうがこの万日山にお金  
 をかけた効果があるんじゃないかなろうかな  
 と思っております、所管課じゃないと思いま  
 すので、総務委員会の中では。ただ、これは横  
 のつながりとして、その辺の投資効果をどう  
 生かすか、考えていただくようなことを、こ  
 れはオール県庁としてしていただければと思  
 いますので、これはあえて意見として述べさ  
 せていただきたい。だから、前の2つの件に  
 ついてはちょっと答弁をお願いします。

○田中広報課長 広報課でございます。

11ページの県民対話事業についてのお尋ね  
 でございますが、蒲島県政、1期目にもやっ  
 てまいりました。各振興局の区域プラス熊本  
 市、だから11地域について、知事がそれぞ  
 れの地域に赴きまして、1期目は、それぞれの  
 地域で頑張っている方々、例えば農業で頑  
 張っている、地域づくりで頑張っている、観  
 光で頑張っている、そういった方々と——あ  
 んまり大人数じゃございません。大体10人前後  
 の方々と、本当に小さな部屋で意見交換を、  
 こういうふうに私たちは頑張っていますとい  
 うのを聞きながら、知事からの助言とか  
 アドバイスとか、あるいは困っていることが  
 あったら、こういう制度もあるから使ってみ  
 たらどうかとか、そういうお話をすると同時  
 に、現場も拝見して、各地域の実情を見せて  
 いただくということで1期目はやってまいり  
 ました。

2期目は、また同じ形で回るというのもち  
 ょっと変ですので、今度は具体的にやっぱり

もうちょっとテーマを絞ってやっていこうかというふうに思っております。

今年度は、1年目なのですが、大体3カ所から4カ所ぐらい、具体的なテーマとしては、今考えておりますのは、県際連携と申しますか、熊本県だけではなくて、ほかの県の、要するに隣接する地域と一緒に頑張っていらっしゃる方々、そこに行って、そういう県際連携のあり方と申しますか、課題と申しますか、あとこれからの発展のためにはどういったことをしていけばいいのかと。知事がセッター役ということもよく言われていますけれども、そのヒントになるものも見つかったらいいなというふうに思っております。

そういった御説明で……

○重村栄委員 はい。

○田中広報課長 ことしは4カ所頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

防災のメールサービスの関係の御質問でございます。先ほど予算の説明でも申し上げましたが、もう一回ちょっと御説明させていただきます。

まず、県の防災情報メールサービスにつきましては、本人で登録する形になります。自分で市町村を選定してもらうこととなりますので、例えばですけれども、自分が住んでいるのが熊本市なので熊本市の情報、両親が荒尾市に住んでいるから、荒尾市のことも心配なので荒尾市の情報をもろうという形で市町村を選択してもらいまして、必要な災害等の情報をお送りするという形にしております。

利便性を上げるために、昨年の補正予算でも簡単登録等の機能も追加しまして、バーコードリーダーあたりですぐに登録できるよう

な形に改修したりしまして、おかげをもちまして、昨年の4月に7,670人の登録だったんですけれども、先月末で2万1,985人ということで、約3倍にふえているところでございます。

それから、一方、携帯電話会社のメールサービスでございますが、こちらは、その地域にいる人に強制的に送信をいたしますので、利用者の登録の手続きは全く必要ありません。したがって、例えば観光客の方が海に来られて、場合によっては津波の情報あたり、そういったものも強制的にメールのほうに入ってくるということでございます。

それで、特にこのメールサービスにつきましては、特に聴覚障害者の皆様方からも非常に興味を持っていただいております、実は7月1日にも講演会の依頼等がございまして、また御説明に行くことにしております。

エリアメールにつきましては、手続等が特に本人も要りません。市町村が携帯電話会社に加入するということを申請するだけで結構ですので、これについては強力に市町村にその申請を進めまして、特にNTTドコモにつきましては、おかげをもちまして、手続中のものもまだありますが、近々全市町村そろそろということになって、かなり進んできてございまして、当課といたしましては、この両方のメールサービスを活用して情報の伝達を迅速、的確に図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○重村栄委員 県民対話事業、中身はわかりました。最初1期目にやられたのとは少し趣旨を変えてやるということのようでございますし、特に今度は県際連携という、何か一つポイントを絞った中でされるようでございますので、事業の成果を期待したいと思います。3～4カ所ぐらいですか、予定は。とい

うことは、もうある程度限られていますよね、地域的に。

○田中広報課長 今ちょっと候補を探しております、大体検討はついているんですが、1カ所目は、実は阿蘇地域でやろうと思っています。阿蘇地域には、阿蘇郡市と、それから竹田と高千穂、その3つで観光に取り組んでいる動きがございまして、そこにお邪魔して、いろんなこれまでの御苦労なり、これからの展望とかあるいは課題、隘路、そういったものをお聞きしたいと思っています。あと、熊本の県境というか、結構荒尾方面とか天草、鹿児島方面ありますので、そういったところで動きは少しずつありますので、そういったところとお話に行けるところを今調整中でございます。ですから、3カ所ないし4カ所、今年度やりたいと思っています。

○重村栄委員 私が住んでおります荒尾市は、ややもすると福岡県荒尾市と言われるものですから、非常に嫌な思いをしているところがありますので、ぜひともそういった連携の中でよろしくお願ひしたいと思います。

それから、防災情報メール、7,700人ぐらいから2万2,000人ぐらいまでふえたということのようでしたが、これは世代わかります、どの辺の世代の方がこれだけふえているのか。何でかという、さっき言ったように、多分高齢者の方というのは、あんまりメールとか使わない方が多いと思うし、登録は少ないのかなという気がしているものですから、それでちょっとふえたのか、どの辺の世代がふえたのかなというのが1つありまして、ちょっと質問。

それと、質問の中でちょっと申し上げたんですけれども、情報に関しての弱者のカバーというか、このサービスをすることによってその辺の救済というか、情報の届く範囲というか、そういったものがどの程度改善されて

いくのかなと。数値的なものはわからないんだらうかとは思いますが、ちょっとその辺をどの程度期待されているのか。何かひょっとしたらあんまり情報弱者というのは変わらぬのかなという気がしないでもないものですから、先ほどおっしゃったように、携帯メールが強制的に入ってくるということで、登録しようがしまいが来るんですよということなので、携帯持っている人は当然入ってくるということで、見ればわかるということなんでしょうけれども、それが果たしてどの程度情報弱者を救済できるのかなという……。

やっぱり情報の伝達で一番心配なのは、情報弱者にどう伝えるかだと思うんですね。しょっちゅうアクセスできる人はそんな心配はないんですけども、日ごろ情報にアクセスしない人、要するに情報弱者といわれる方々にどうやって届けるか、どうやってスピード感を持って情報を伝達できるかと、これが防災は一番の決め手だと思うので、そういった意味で、これはどれだけ効果が期待できるのかなというのがちょっとあったものですから、ちょっとしつこいようですけども、その辺の期待感を想定されているのか、ちょっとお聞かせいただければ。

○福島危機管理防災課長 情報伝達につきましては、とにかく今回防災計画の見直しの中にも入れたのが、できる限り複数の情報伝達手段を確保しようということをやっております。その中で、我々としては、非常に有効な手段の一つとしてメールサービスはとらえております。

ただ、議員御指摘のとおり、情報弱者を生み出さないとか、そういう方をカバーするという観点から、やはりアナログ的な情報伝達、例えば広報車とか消防団で回ってもらうとか、さらに防災行政無線の整備というのでも依然としてやはりこれは課題で、市町村でも新たな取り組み等も検討しているところもあ

りますので、そういうことで、とにかく多様なやり方を考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○重村栄委員 情報については、こういったITを活用するのもツールの一つとして大事なことだと思いますし、また、その伝達の時間が非常に速いと、そして大量に伝えられるという面では非常に有効な手段だと思います。これはこれとして進めていただいて結構だと思いますし、またそうしていただきたいと思いますが、先ほど課長がおっしゃったように、アナログの世界もどうしても大事な世界でありますので、そういったものと並行しながら、やっぱり私たちはアナログ時代だものですから、そういう世代がいるということもお忘れないように、そっちのほうはそっちのほうできちんとしていただきますことをお願いしておきたいと思います。

○荒木章博委員 重村委員から励ましをいただきましてありがとうございます。

区画整理は熊本市がやるわけで、道路も含めて市と県が実際4月までは分断してやっていたんですけれども、万日山にトンネルを掘る、そしてまた排水というのが、非常に区画整理では皆さんが同意できないということで、排水の37億の施設をつくって、皆さんの同意を得て今区画整理。だから、あと2年内にほとんど全部住宅ができてしまうということで、裏には森の熊本のイメージをキャッチフレーズに、桜とかいろいろ。桜だけで、ほかの木を切ってしまうようなことに、さっき午前中も、ならないようにということで要望したわけです。

次に、阿蘇くまもと空港の、32ページなんですけれども、小林さんもせっかく東京から来ておられますし、企画振興部長ももうしばらくはおられるでしょうから。

ここにも書いてありますように、ソウル線

の5便化の考え方ですね。今年度も予算に計上しておりますし、それとまた中国、台湾、そしてまた春秋航空ですか、それにLCCも加わった格安航空の取り組みとか、そういう点をどう考えられるのか。

それと、引き続いてもう一点は、先般の中川交通政策課長のインタビューでも、新聞の記事に載っていましたが、格安を誘致することによって、非常によその航空会社との弊害もあるんじゃないかということをやちょっとおっしゃっている。

やっぱり熊本市の、県全体の量というのは約5億近くある。その中で、飛行機の利用代が2億円ちょっと超えていたんじゃないかなと思うんですね。例えば、大阪とか東京とか、視察をされたり——議会は別にして、そういったところでやっぱりこの格安にしていけば、1億、2億、これは半額で行くわけですから、そういうことも将来は考えていかれるべきじゃないかなと思っているんですね。東京事務所、大阪事務所の機能を充実すれば、5億近くの旅費は要らないと思うんですけれども、かなり飛行機賃は使っているわけですので、多分正規の運賃で県職員の方々は行っていると思うんですけれどもね。

そこで、少し考えて格安航空になるのか、それとも航空会社と県として契約をして安く、少しでも、2割でも1割でも安く行けるようにするのか。まあ、パックとかいろいろありますけれどもね。そういったところをどう考えておられるのか、2点をお尋ねしたいと思います。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

最初に、航空路線の振興の点について、まず交通政策課からお答えいたします。

議員お尋ねの国際線の振興につきましては、現在のソウル線週3便、これを6月補正でもお願いしておりますように、週5便化に

もっていきたいと考えております。

これは、週3便しかないことによって、県民の方が、せつかく3,000メートル滑走路を持つ阿蘇くまもと空港が身近にあるのに、わざわざ福岡まで足を運ばなければいけないという事情背景がございますので、ぜひ、その資産の有効活用という点も含めまして、週5便化を働きかけることによりまして県民の利便性の向上を図る。

それともう一つは、当然国際線の振興でございますので、外から観光客の方に多く来ていただきたいと。発着空港になりますと、当然、その発着空港の周辺での宿泊、観光の消費額というのは多くなります。これはもう事実でございますので、ぜひそういうことで週5便化等を図ることによりまして観光収入等を目指していききたいというのがもう1つでございます。

さらに、LCCについてもございました。LCCについては、これは、航空政策上、料金面に注目されて、お客さんに対するアピールをされているやり方でございます。これは、非常に利用される方にとっては、料金面を物差しで考えられている方々にとってはとってもいいことだと思いますので、私どもとしましては、既存のサービスをフルサービスでやられるエアライン、それからLCCも両方とも分け隔てなく積極的に路線の振興を図っていきたいと思っておりますので、決してLCCを私が毛嫌いしているとかそういうことはございませんので、しっかり国内線の振興、国際線の振興に取り組んでまいりたいと思います。

路線の振興については以上でございます。

○荒木章博委員 3月11日の新聞に、熊本県は、LCCが就航をすると、既存の航空会社の影響を受けて心配もあるということ、中川誠県交通安全対策課長、国内線の誘致には慎重姿勢ということが記事に書いてある。こ

の記事はうそということですか。

○中川交通政策課長 確かに、私は取材を受けまして、いろんな見方がありますというお話をしておりますが、ただ、今この委員会の場で申しましたとおり、国内線、国際線の振興を、LCCだけを手薄くするということなく、一生懸命やっついていこうと思います。

以上でございます。

○荒木章博委員 よくわかりました。ただ、私たちは、この記事を見て判断をし、県民の利益になるようにやっぱりこれは考えていかないかぬ。だから、言葉というのは、自分はそういう気持ちじゃなかったけれども、活字にした場合にはそうなったということはよく議員の世界でもあります。しかし、やっぱりこの交通対策の取り組みというのは、こういう価格競争の時代に入った中で、やっぱり課長の考え方はこういう考え方なのかなというのは疑問を抱くわけですね。これが出たときに、議会側にもある程度説明をするとか、やっぱりそういうのをやらないと、県民はこの言葉を信じてしまう。これだけの記事になっているわけですからね。たくさん記事になっていますので、そういったことで考えていただきたいと思っています。

それと、今課長から話がありましたように、週5便化ということは、これはもう働きかけていくと。今、実は新幹線がもう30分かからずに博多まで行くわけですよ。そしてまた、飛行場、地下鉄に乗ったり、タクシーで行ってもすぐ近くですから、値段が安ければ、新幹線とパックしても安くなるわけですよ。そうしたときに、熊本のこの5便化とか、中国、台湾との空港の役割性というのを、非常に九州の真ん中でありながら、だんだんこれは減っていくような可能性も私は見えるんじゃないかなと思うんですよ。

それで、私は、総括である小林局長に、国



との働きかけもやっぱりやっていただかないかぬし、これだけの予算をかけながら、阿蘇くまもと空港としての位置づけですよ。そしてまた、御案内のとおり、大津からタクシーで便宜を図ったり、また、ソウル線においては駐車場を無料にするとか、いろんな対策——やられていないというんじゃないで、非常に努力をされているのは評価をします。

ただ、そこのところはどういうふうに、県民、また観光客を含めた利用性を上げていくか。だから、5便になるためには努力します、予算をつけます、それだけではなくて、何かきちんとした、やっぱり格安航空に——福岡から発着している格安は非常に熊本は難しい面もあると思うんですけども、路線の中で、過密ですから。しかし、やっぱりそれに打ち勝っていかなければ、この5便化というのは絵に描いた餅ですよ。いつもいつもこれを唱えて、予算化予算化、調査調査、結果的にはできない、これでは本当の県民に対するやっぱり裏切り、裏切りって言葉は悪いけれども、行為だというふうに思います。

だから、この一つの記事を見ても、私は、こういうのはまことに残念だったと思うものですから、小林局長に総括として。国におられる立場で。

○小林理事兼交通政策・情報局長 まず、最初の御質問のほうからですけれども、先ほど中川課長のほうからもお話いたしました、阿蘇くまもと空港に多彩な航空会社が就航するという事は、非常に熊本にとってメリットがあります。特に東京の路線については、現在4社入っておりますが、それによって多彩な料金設定のバック商品でありますとか、そういった航空会社の数が少ないところに比べて大きな選択肢が今熊本県民に与えられていると思っております、これは大変メリットのあることです。

その中で、LCCに関しては、国内のLC

C、今はまだ行き先が関西国際空港か成田空港ということで、非常にちょっと熊本県民にとって使いやすいかどうかというところでは、まだ疑問があるものですから、今後のもうちょっとさまざまな展開を見ながら、これは誘致をしていくものだろうというふうに考えております。

国際線について言いますと、熊本から実は出国している人数が、12万2,000人の方が現在——22年のデータですけれども、出ておられます。これは福岡に次いで2位です、九州では。3位は鹿児島ですが、8万人台です。4万人以上熊本のほうが出ているんですね。その中で、熊本空港から出ている方は2万人弱。およそ10万人以上の方が阿蘇くまもと空港以外から出ているということで、私は、近距離のアジア路線については、開設をすれば利用していただける方がたくさんいらっしゃるだろう、メリットがあるだろう。

確かに、新幹線も使えば近いのですけれども、それだけの料金と時間はやっぱりかかるものですから、こうしたところでアジア路線の開拓というのは引き続き頑張っていきたいと思っておりますし、航空会社にもこうした視点からアプローチをしております。

ただ、民間会社が相手ですので、粘り強い交渉というのは必要だし、さまざまなパイプを使った働きかけというものが必要だろうというふうに考えております。

○荒木章博委員 LCCの使い分けというのは、非常に——今限定されている場所との航路というところも、限定された部分があると思うんですけども、しかし、それも1つですけれども、やっぱり積極的にこれに向かって、熊本空港でいかがですかというのはできないのかなと私は1つ思うんですね。

もう一点は、今県の職員が2億近く飛行機賃だけで払っているんですよ。1億8,000万かな、2億かな。数値はちょっと忘れまし

たけれども、実際県職員が1年間に払う分がそのくらいなんです。だから、そういう分の、何かこれだけの組織が、これだけ使っていますよ、何割かにならないんですかと。1割としても、やっぱり1,000万かまたは2,000万になってくるわけですから、そういった県パックとか、何かそういうのをやっぱり対応できないものかなと、その2点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○古閑人事課長 LCCということで、新たな格安の交通手段がふえるということは、より安い費用で出張が可能になるというふうに考えておりますので、それは有効な手段の一つではないかなというふうに考えております。

○池田和貴委員長 荒木委員がおっしゃったように、例えば——今は、もう正規航空運賃じゃなくて、パック料金とか、そういうことで出張されているんじゃないかなかったです。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。

先ほど荒木委員のほうからおっしゃいました、航空運賃を使って出張している件数というのが約5,000件ございまして、金額としては2億5,000万。その中で、私どものほうで把握しております中で、いろんなタイプのものを使ってお見えになります。例えばパックツアーあるいはビジネスリポートと言われる法人向けのものとか、そういうものを使ってなるべく安い金額で出張をしようというような方向がこの中から見えております。

○荒木章博委員 わかりました。今2億5,000万という数字も出ていますので、これが多いか少ないかということは別にして、そういう何か少しでも県財政にとってプラスの方向

に持っていけるならばなというふうに思っておりますし、また、格安航空においても、そういうことに働きかけをしていくという、これも完全に交通政策課長のここでの話とまた記事の話とは全く違うものですから、否定的に打ち消してあるものだから、ちょっと私はお尋ねをしたということなんです。だから、できるだけそういう方法も考えながらも取り組んでいくということで理解をしていいんです。

じゃあ、もう1つだけ。もう午前中で終わるあれだったけん、言うつもりはなかったんですけど、26ページに、ロアツ熊本のJ1昇格ということで県民運動をやって、非常に県民も一生懸命になっているようですけど、しかし、残念ながら——私もかつてサッカー協会の副会長だったし、非常にこれの設立に向けては関心のある一人です。

そういった中で、何か大型の、6,000万近くの累積赤字をしているというふうに聞いておりますし、今から非常にこの件について、観客動員数というのは難しい問題も出てくるやに聞いております。

その中で、県もこれだけの予算——多いとは思いませんけれども、知事も、現地に応援に行ったりして盛り上げてあげようということで、県民の思いで応援をされているんですけど、そういった中で、そういう——試合に勝てば観客はふえるでしょうけれども、単純なことかもしれないですけど、そういったこれだけの予算を計上しながら、サッカーの普及、そしてまたロアツの県民応援ということについて、予算を、事業をされた感覚の中で、考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。

ロアツ熊本についての御質問でございます。

今委員御指摘のように、昨年度、7,000万円ちょっとの赤字となっております。これは、1つは、大震災に伴いまして入場料収入が少し減っていると。それと、また景気がちょっと苦しいということもございまして、スポンサーからの協賛金も減っているというようなことが原因として挙げられております。

我々としましては、ロアツ熊本の活躍、そしてJ1に昇格というのが県民全体の夢だということは十分承知しております。なかなか厳しい状況ではございますけれども、知事が先頭に立ちながら、例えばスポンサーさんへのいろんな御支援であったり、また、いろんな形で今ロアツの選手が、地元の小学校だったり、親子のスポーツ教室だとか、いろんな形で草の根でファンの獲得に向けて頑張っているという状況です。こういうことに一緒に我々も汗をかきながら、ファンの獲得と入場の増、こういうのを目指していきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 そうですね。だから、県民挙げてサポートしていかなければ、7,000万という赤字をやって、また、J1に上がるための基準というのがあるわけですから、これだけの赤字を強いてJ1に上がるということはまた不可能なものですから、やっぱり私たちも応援に行ったり、努力をしたりというようなことは考えていきたいと思っております。

それで終わります。

○池田和貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

○東充美副委員長 津森さんかな、これは。地域振興課の件ですけれども、せんだって、阿蘇の草原再生のことですけれども、あと10年もすると、野焼きの牧野組合が、何となくもう人員がいなくて年配ばかりだということと、もう自分たちの組合ではこれを、何と

いいですか、野焼きに人員としてできないという状況が新聞等に出ていたんですけれども、今ボランティアという形が大体主体になって阿蘇の草原の野焼きをやっていると思うんですけれども、これは関係機関と連携とか書いてありますけれども、どういう方法をとって人を集めて安全対策——亡くなった人もおったけれども、その辺のやり方を、どういうことかわかりますか。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。

阿蘇の草原再生についてのお尋ねでございます。

今委員おっしゃったとおり、阿蘇の草原につきましても、例えばボランティアであったり、またあか牛の放牧、こういった形で県民の皆様のいろんな形の善意であったり、営み、こういったことで事実上守られていくというのが現実でございます。

しかしながら、知事の Manifesto にも掲げられておりますけれども、阿蘇の草原というのは、熊本県、熊本県だけじゃなくて、九州、世界に誇るものだと思っております。そういったものを将来にわたって継承していくというのが必要だということで、県としても、しっかり維持、再生に向けて取り組んでいくということで、先日、阿蘇の千年委員会という場でも、蒲島イニシアチブということで発表させていただいております。

その中の1つに、まず、そのボランティア対策、副委員長おっしゃったように、悲しい事故が起きてしまいました。こういうことについて、積極的に、緊急的に、安全対策について御支援させていただくというのは、1つ盛り込まさせていただいております。

もう一つが、いろいろな形で阿蘇の草原というのは、いろんな方々が、いろんな立場で、それぞれ利益といいますか、景観であったり、水の問題もそうです。いろんな方々が

それぞれの立場で享受されています。そこら辺をうまく整理しながら、それぞれでできることを、役割分担というのをやっぱりそれぞれ整理しながらじゃないと、それぞれやってもばらばらになってしまうと、どうしても1つの目標に向かっていかないということで、そこを関係者と一緒に、阿蘇の地元の市町村であったり、環境省、国の機関であったり、民間団体と一緒に、県が主体的になって役割分担というのを、お互いに問題点を洗い出しながらやっていこうということで考えております。

○東充美副委員長 多分ボランティアの方々というのは、それは気持ちはわかるんですよ。ただ、火というのは物すごく怖いというイメージがあるから、これはプロというかな、農家の方々は、先祖伝来こういった形で小さいときから見たり聞いたりしてやっていると思うんですよ。ただ、火というものは、一回火が起きると風はどちらから吹くか全くわからないように、そういうのを指導する人たち、本当プロですよ。そうしないと、またまたああいう、何というかな、悲惨なことというか、火に巻かれるというか、だから、そういうことがあるので、やっぱり主体的にやるというならば、教育といたしますか、そういうところも考えとんなはるですか。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。

今の安全対策につきましては、おっしゃるように、事前の準備、例えばシミュレーションをやってみるということで、危険をいかにリスクを下げるかという事前の準備、そして、実際に野焼きをやっている際にいかに被害が起きないようにするか、やっているさなかでのリスクの管理と、実際に何か起こった場合のダメージをコントロールする、ダメージをいかに下げるか、多分恐らく大きく3つ

挙げられるとっております。

今一番最初のリスク、シミュレーションみたいなところは、どうしても今まで、先ほども申し上げましたが、ボランティアの方々の善意であったり、地元の方々の取り組みの中に依存しているところがございましたので、それまでの方々の経験とか、そういうのでやってきたという実情はあります。

ということもございまして、しっかりと地形とかも踏まえたシミュレーション、事前の準備というのをまずしっかり徹底させていただくということを、ボランティアのリーダーの方であったり、安全対策の担当だったりということにやらさせていただきたいと思っております。

もう一つが、実際命を守るための手段として、例えば火が来たときに、水で放水するような、背中に背負ってジェットポンプみたいな形で消すような施設であったり、防火性の高いような服であったり、こういったものについても緊急支援的にさせていただきたいというふうに考えております。

○東充美副委員長 多分ボランティアというのは、いろんな形で経験とかもあると思うんですけども、私は去年も来ました、昨年も来ましたという人もおられるかもしれぬけれども、いろんな形であるけれども、やっぱり全然経験がない人たち、例えば初めての人とかあるいは年齢制限とか、若い人はだめとか、お年寄りだめとか、そういうこともやっていかないと、また本当想定外の風が吹いてやられると思えますもんね。そこまで考えとんなはるならよかですけども。

あと1点、よかですか。

これは消防保安課ですけども、この「ひばり」の件ですけども、主要事業の24ページです。

23年が404件出動と書いてありますけれども、運航休止期間を除いて、年間を通じて運

航と書いてありますけれども、その中でも、多分悪天候で飛べない日とかいっぱいあると思うんですけれども、1日に大体一番多く出動した回数というのは何回かわかりますか。

○原消防保安課長 「ひばり」は、365日運航するようにしておりますが、副委員長のお話にもありましたように、悪天候の場合、それと年間約2カ月ほどは点検で休止いたしますので、365日のうち300日ほどしか稼働日数はありません。そういう中で、平均やっぱり割り算しますと、1回、2回は飛んでおります。最高というのはちょっとデータをとっておりませんが、私が知る限りでは、年1日のうち3回フライトしたというのは何回かございます。

○東充美副委員長 せんだって、過酷な労働条件という形でバスの高速道路の事故がありましたよね。ああいうのを思うと、やっぱり1日3回とかなんかいうと、健康管理の面で大変自分の重圧があると思うんですよね、その隊員の方々に。そういうところの健康管理面は、やっぱり誰かがしているんですか。ほかに任せてあるというか。

○原消防保安課長 隊員の健康管理とか安全運航管理も、県職員でセンター長がおりますので、管理はやっておりますし、毎朝毎夕はミーティングで打ち合わせもしておりますので、安全管理、健康管理は万全にやっております。

○東充美副委員長 よく飲酒運転等もありますからね。その辺も考えとかんといかぬし、あと、大分と宮崎と相互応援協定とありますけれども、その九州7県の中で、例えば長崎の島原なんかもすぐ近くなんですよね。宮崎よりも近いんですけれども、7県のほかの県とのあれは全然考えていないんですか。

○原消防保安課長 現在は大分、宮崎と3県で協定をしております。長崎につきましても、以前お話がありましたが、長崎は、対馬とか五島とか離島を抱えておりますので、協定を結ぶまでには至っておりません。現在事務レベルで協議しておりますのは、鹿児島とも協定を広げる方向で現在協議をしておりますので、協議が調いましたら、また御報告したいと思っております。

○東充美副委員長 佐賀、福岡とは全然…。

○原消防保安課長 佐賀はヘリを持っておりませんで、福岡のほうに委託をしております。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで付託された議案等及び主要事業等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第13号及び第14号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、請第21号消費税の増税に反対する意見書の提出に関する請願について、国レベルの問題になりますので、執行部からの説明は省略をさせていただきたいと思ってお

ります。

次に、採決に入ります。

請第21号についてはいかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第21号を不採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、請第21号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

報告資料の熊本県地域防災計画の見直し及び防災対策について御報告します。1ページのA3の横表をお願いいたします。

県の地域防災計画につきましては、昨年の東日本大震災発生後、5月に検討委員会を設置しまして、ソフト対策を中心に検討を行い、去る5月23日の県防災会議で計画修正案を御承認いただいたところでございます。

今後は、右上の3のスケジュールのとおり、訓練等を通して見直し内容の具体化を図るとともに、現在実施中の地震・津波被害想定調査を踏まえた見直しを進めまして、来年5月の防災会議で、今回の一連の見直しに係る防災計画の修正を完了したいと考えております。

次に、2ページをお願いします。

本県では、東日本大震災発生後から、防災計画の見直しと並行しまして必要な防災対策に取り組んでおります。

昨年度の実績と今年度の予定につきまして、他の部局の取り組みも含めまして取りまとめましたので御紹介します。

本日は、当課で担当している部分を中心に、主要事業、新規事業で御説明したものの以外のもについて説明させていただきます。

まず、1の①ですが、静岡県との災害時相互応援協定を締結しております。同時に被災する可能性が少ない遠隔の県として、昨年7月に締結しました。静岡県とは、この4月から人事交流も始めております。

続きまして、大きな2番の市町村に対する防災体制整備の要請です。

県が防災対策を講じる上では、何より市町村の体制整備が重要でございます。①から⑤の事項につきまして、昨年4月に要請をいたしております。

①は、沿岸部の14市町に対しまして、避難所等の緊急点検をお願いしております。現在実施中の被害想定調査の結果等も踏まえ、さらなる見直しをお願いしてまいります。②では、住民への伝達体制の再確認をお願いしております。③では、避難勧告の発令基準の策定でございますが、まだ未策定の市町村もありますので、早急に策定するよう、引き続き要請してまいります。

3ページをお願いします。

④は、先ほど御説明しましたが、県防災情報メールサービス、1年間で約3倍に登録者

数が増加しております。⑦も先ほど説明しましたが、携帯電話会社のメールサービスの導入を促進しまして、NTTドコモが45全市町村で導入される運びとなっております。

続きまして、4ページ、3の防災対策の充実強化です。

まず、①のヘリサインですが、大震災発生直後に出勤しました県の防災消防ヘリ「ひばり」の隊員の意見を契機にしまして、県や市町村の防災拠点計95カ所に整備をしております。

それから、少し飛びますが、6ページをお願いします。

一番上の防災訓練の充実強化です。

昨年の県総合防災訓練では、広域応援の訓練もあわせて実施しております。また、②が、新たに始めました孤立地域対策に係る防災実動訓練ということで、天草を舞台に、防災関係機関の連携体制を深めるために実施をしております。

続きまして、7ページでございます。

今年度の防災訓練ですが、①から③は主要事業等で説明しましたので、④について御説明します。

内閣府の主催でございますが、松山空港から阿蘇くまもと空港への広域医療搬送訓練に参加することとしております。

それから、2の②ですが、災害時での人命救出にはヘリが重要な役割を果たすことから、ヘリを保有します自衛隊等の防災関係機関による調整会議を開催しまして、緊急時での円滑かつ安全なヘリ運用体制の構築を目指すこととしております。

少し飛びまして、9ページをお願いいたします。

一番上の⑤ですが、交通政策課のほうでもお話がありましたが、阿蘇くまもと空港、あわせまして天草空港も含めまして、防災拠点として果たす役割の調査を実施してまいります。

それから、そこの一番下ですが、5の防災教育の充実及び災害教訓の伝承としまして、③でございますが、被災地に派遣しました職員の貴重な体験を取りまとめた活動記録集を作成しまして、今後の災害発生時での対応に生かしていきたいと考えております。

次に、10ページでございますが、市町村地域防災計画の見直し支援ということで、市町村でしっかりとした防災計画を策定していただくことが何より重要でございますので、県としても必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、7の原子力災害対策の取り組みですが、今回防災計画に新たに盛り込みました。それを踏まえまして、今後は、原子力防災の知識を備えた職員を育成するとともに、迅速な情報収集、連絡体制等を構築したいと考えております。

12ページですが、県内への避難者の状況及び支援状況を参考資料としてつけております。

1のとおり、県内への避難者は、5月1日現在で132世帯、313人となっております。また、下の参考のとおり、106人の方々に公営住宅の提供等を行っているほか、下段に記載のとおり、いろいろな支援を行っているところでございます。

13ページをお願いします。

中段の4に記載しておりますが、専門職員による長期派遣を行っております。現在15名の県職員を復興支援のために派遣しているところでございます。

危機管理防災課の報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○原消防保安課長 消防保安課です。

消防広域化の状況について御報告をいたします。

消防広域化につきましては、先ほどの主要事業でも御説明いたしました。ここでは、

これまでの経緯、現状、今後の取り組みについて改めて御報告いたします。

まず、1の主な経緯、取り組みにつきましては、平成18年の消防組織法改正と消防庁の指針を受けまして、本県においても、市町村や消防本部などが主体となった検討会、委員会を経まして、平成20年に県計画を策定いたしました。その経緯を書いております。

下の図は、最近の動きを反映しました現況の図でございます。

裏面をお願いいたします。

3ブロックの協議状況について御説明いたします。

城北ブロックにつきましては、協議項目の約2分の1が承認済みでありまして、来週の協議会で新たに7項目が提案予定となっております。

中央ブロックにつきましては、広域化の方式で協議が続いておりましたが、ことしの3月に上益城、5月には宇城地域が不参加を表明しまして、現在は熊本市と高遊原南消防組合で協議をやっております。

城南ブロックにつきましては、協定項目の約8割が承認済みとなっております。城南ブロックでは、住民への啓発ということで協議会だよりを発行しております。

3の今後の県の取り組みですが、3ブロックとも24年度末までの広域化を目指して協議をやっておりますので、県としましては、引き続きさまざまな支援を継続してまいります。

なお、不参加となった地域につきましては、消防に対します認識とか実態を把握した上で、必要な調整や助言を行ってまいります。

現在の消防広域化は、国の方針によりまして24年度末が推進期限となっております。国においては、現在25年度以降の消防広域化の方針を検討中でございます。県としましては、国の動向及び県内の結果を見きわめまし

て、今後の対策を検討してまいります。

次のページは、参考までに国の動向、全国状況をおつけしております。

消防広域化につきましては、今後も大きな動きがありましたら御報告をしてまいります。

以上です。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題について、2点御報告をさせていただきます。

(1)ふるさと五木村づくり計画についてでございます。

平成21年9月に、村と県が共同で策定しております。現在、働く場づくり、暮らしづくり、ひとづくりを3本柱に、村とともに振興策を進めております。

平成23年度の主な成果でございますが、観光面で、シイタケ収穫やトレッキングなど、体験型のプログラムが充実、定着しております。また、このほか、鹿肉の商品開発、販路拡大、介護事業所の整備、新規雇用の創出等で成果が上がっております。

次に、平成24年度実施計画でございますが、5月に住民説明会を開催しております。主な事業としまして、観光物産面における五家荘との連携強化、そばなどの特産品の生産、販路拡大、有害鳥獣被害対策の強化等に取り組むこととしております。

(2)の基盤整備事業についてでございますが、平成22年7月に、五木村の今後の生活再建を協議する場を設置し、国、県、村の3者で協議を続けてまいりましたが、昨年6月、3者合意に至っております。これに基づき、今年度から、村が現行制度を活用して村道や公園の整備などの基盤整備事業に取り組むこととしております。

裏面をごらんください。

3の補償法案の状況についてございま



す。

これは、前原元国土交通大臣の国会提出発言の後、これまで見送られてきたものでございますが、八ツ場ダムに関連して、制定に向けて動きが始まりました。本年2月には、国から県に法案についての意見照会があり、県としては、まずは3者合意に基づいてしっかり五木村の振興を図っていくのがスタンスであり、国に対しては、事業実施に支障がないよう、今まで以上のバックアップを求めるとの回答を行っております。

去る3月13日に政府が補償法案を閣議決定し、今国会に提出しておりますが、政治情勢もあり、現時点でも審議は行われておりません。

なお、補償法案の概要については、点線の枠囲みの中に記載しております。

主な内容としましては、都道府県が策定する特定地域振興計画に基づき、既買収地の活用の特例や事業に対する国の補助、地方債についての配慮等が予定されております。

2点目でございます。ダムによらない治水を検討する場について申し上げます。

この検討する場は、平成21年1月に、ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討し、国、県、流域市町村の間で認識を共有することを目的に設置しております。

昨年9月の第9回会議において、直ちに実施する対策を早急に実施すること、引き続き検討する対策の検討にスピード感を持って取り組むことについて、認識の共有が図られております。また、この際、具体的な検討を行う幹事会を設置することが了承されております。

その後、幹事会が3回開催されておりますが、その中で、直ちに実施する対策においても、十分な安全性が確保される状況でないことを踏まえ、遊水地の設置や市房ダムの有効活用策等の追加策について検討が進められて

おります。

今後、できるだけ早期に本会を開催し、直ちに実施する対策を取りまとめたいと考えております。

以上です。

○池田和貴委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんでしょうか。

○荒木章博委員 農水省の新規就農事業ということで、年間150万ということで、担い手の若手を育てるということで、国はかなりの予算計上をしていたんですけれども、それ以上に實際上回って倍の申し込みがあったということで、このときは600人、5億円が不足をしたということですね。だから、国がそれだけ打ち出した以上は、申し込みが600人あるわけだから、やっぱりそれは財政を国に対して要望していかんと思うんですけれどもね。しかし、やっぱりこれが執行できなければ、財政的な処置というのはどういうものなのかと思ってですね。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○浜田財政課長 農林水産部のこれは予算でございますが、当初予算のところで国の新しい就農支援交付金をつけようとしております。

実際のところ、これは、答弁の中でもございましたけれども、国のお金が4割程度しか来ていないという状況も認識をしております。ただ、これについては、今後、農林水産部として、国に対して必要な額については要望していくというふうに聞いておりますし、

また、真に必要な就農の対象者といえますか、これについてどのように見きわめるかという検討もこれからというふうに伺っております。その状況を見て、財政当局としては、お話を今後伺っていきたいというふうに思っています。

○荒木章博委員 これは非常に担い手事業としては——大体国の責任ですよ、これだけのものを打ち出して、そして財政が足らんごとなったら県でやれというようなことではちょっと困るものだからですね。格好いい政策だけを自分たちが打ち出して、予算が足らなければ地方でということではおかしいと思うので、引き続き強く要請をしていただきたいということで、終わります。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

総務常任委員会委員長